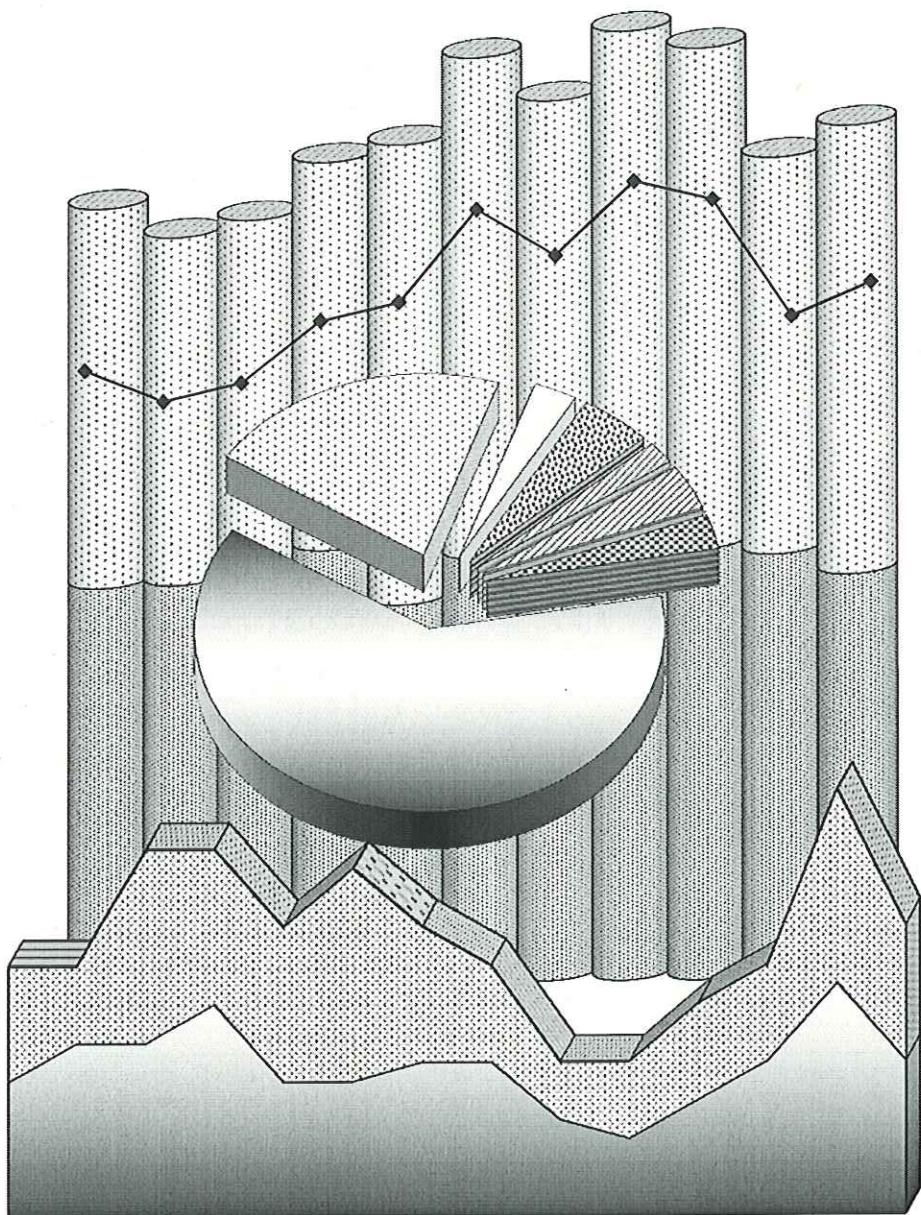


平成23年度
大阪府労働関係調査報告書



はじめに

この報告書は、府内の民間事業所で働く労働者の労働条件等の現状を把握し、今後の労働環境改善を図る上での基礎資料とするため、毎年7月31日時点での実施している大阪府労働関係調査の平成23年度の結果をまとめたものです。

わが国における経済は、リーマン・ショックによる急激な景気後退に加え、昨年、発生した東日本大震災等により大きな影響を受けました。

今日、景気は、ようやく一部に持ち直しの動きがみられ、企業業績も改善しつつありましたが、円高の進行の影響などもあり、依然として厳しい雇用情勢が続いている。

前回調査（平成22年7月末）に引き続き、厳しい雇用環境の下で実施しました今回の調査では、東日本大震災による雇用に対する影響について、現状と今後の見通しに着目し、企業及び事業所の労働者数の増減等の調査項目を加えました。

皆様には、労使関係の安定や労働条件の向上、さらには、多様な人材の意欲と能力を活かすことのできる企業づくりのための資料として、本報告書をご活用いただければ幸いです。

最後に、本調査の実施にあたり、御多忙中にもかかわらず御協力いただきました事業所各位をはじめ、関係機関の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

大阪府総合労働事務所

所長 向 井 孝 視

目 次

I 調査概要	1
1 調査内容	2
平成23年度調査票	4
2 用語説明	10
II 調査結果の概要	12
1 就業形態	13
(1) 就業形態別雇用状況	13
(2) 労働者数の増減	15
(3) 正社員への登用	16
2 労働時間	18
(1) 1日の所定労働時間	18
(2) 週所定労働時間	22
(3) 年間所定労働時間	26
(4) 年間超過実労働時間	28
(5) 年間総実労働時間	30
(6) 変形労働時間制	32
(7) 労働時間等の課題について労使が話合う機会の有無	33
(8) 短時間正社員制度	34
3 休日休暇制度	35
(1) 週休制	35
(2) 年間休日日数	37
(3) 年次有給休暇(付与・取得日数)	38
4 雇用の維持・安定	40
(1) 震災による企業全体の労働者数の増減	40
(2) 震災による事業所の労働者数の増減	40
(3) 今後の事業所の雇用方針	40
(4) 雇用調整の実施	41
(5) 雇用調整助成金等の活用	42
III 統計表	43
1 就業形態別労働者	44
(1) 就業形態別労働者数	44

(2) 就業形態別の前年と比べた増減傾向	45
(3) 正社員への登用制度	47
(4) 正社員への登用実績	48
2 労働時間	49
(1) 就業形態別の1日の所定労働時間	49
(2) 就業形態別の週所定労働時間	53
(3) 就業形態別の年間所定労働時間	60
(4) 男女別年間超過実労働時間	62
(5) 就業形態別年間超過実労働時間	65
(6) 就業形態別年間総実労働時間	67
(7) 変形労働時間制の導入状況	69
(8) 労働時間等の課題について労使が話合う機会の有無	70
(9) 短時間勤務を選択できる制度の有無	71
(10) 短時間勤務制度利用の対象	72
3 休日休暇制度	73
(1) 就業形態別の週休制	73
(2) 就業形態別の年間休日日数	74
(3) 就業形態別の年次有給休暇の付与・取得状況	75
4 雇用の維持・安定	76
(1) 震災による企業全体の労働者数の増減	76
(2) 震災による事業所の労働者数の増減	77
(3) 今後の事業所の雇用方針	78
(4) 雇用調整の実施	79
(5) 雇用調整助成金等の活用	83
IV 参考資料	84
1 春季賃上げ調査	85
(1) 春季賃上げ妥結状況の年次推移	85
(2) 春季賃上げ調査産業別妥結状況（単純平均）	86
(3) 春季賃上げ調査産業別妥結状況（加重平均）	87
2 消費者物価指数	88
3 大阪府の最低賃金	89
4 平成23年所定内給与額及び年間賞与等	90
5 総実労働時間10年間の推移	91

I 調査概要

I 調査概要

1. 調査内容

(1) 調査目的

この調査は、大阪府内における事業所の労働条件等の実態を把握し、労務管理改善等の基礎資料として提供するほか、労働関係諸機関の参考資料とするため、統計法（平成19年法律第53号）に基づく届出統計調査として実施した。

(2) 調査時期

平成23年7月31日を基準日として、就業形態、労働時間、休日休暇制度等を調査した。

(3) 調査対象

大阪府内に所在する民営事業所で、次に該当するものから抽出した6,000事業所を調査対象とした。

- ①規模 企業全体の常用労働者が30人以上の事業所
- ②産業 産業分類のうち、D建設業、E製造業、G情報通信業、H運輸業、郵便業、I卸売、小売業、J金融業、保険業、K不動産業、物品販貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、O教育、学習支援業、P医療、福祉、Q複合サービス事業、Rサービス業（他に分類されないもの）の14産業

(4) 調査項目

調査項目は次のとおりである。

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| 1 企業全体の常用労働者規模 | 16 就業形態別年次有給休暇付与・取得日数 |
| 2 労働組合の有無 | 17 震災による企業全体の労働者数の増減 |
| 3 男女別・就業形態別労働者数 | 18 震災による事業所の労働者数の増減 |
| 4 労働者の前年と比べた増減傾向 | 19 震災による雇用方針 |
| 5 正社員への登用制度の有無 | 20 雇用調整の実施 |
| 6 正社員への登用実績の有無 | 21 雇用調整助成金等の活用 |
| 7 就業形態別所定労働時間（1日・週） | |
| 8 変形労働時間制導入の有無 | |
| 9 変形労働時間制の正社員以外への導入 | |
| 10 男女別・就業形態別所定外労働時間（超過実労働時間） | |
| 11 労働時間等の課題について労使が話合う機会の有無 | |
| 12 短時間勤務制度の有無 | |
| 13 短時間勤務制度の適用対象 | |
| 14 就業形態別週休制 | |
| 15 就業形態別年間休日日数 | |

(5) 調査方法

郵送による通信調査で、記入は自計申告方式である。

(6) 抽出方法

「平成21年経済センサス基礎調査」から、産業、規模区分に基づき、従業者規模が30人以上の民営事業所を無作為に抽出した。

(7) 集計方法

集計は、民間電子計算業者に委託した。

(8) 集計事業所数、労働者数

集計事業所数及び労働者数は、次表のとおりである。

集計事業所数、労働者数

区分	集計事業所数	集計労働者数		
		合計	男性	女性
平成22年	件 2,083	人 192,287	人 111,915	人 80,372
平成23年	2,134	203,598	114,536	89,062

(9) 調査結果利用上の注意

(ア) 本文中の各表の構成比率は、小数点第2位もしくは第3位を四捨五入して算出しているため、合計は必ずしも100.0%にならない。その他の数値についても、すべて四捨五入した数値を掲載している。

(イ) 「-」は該当する数値がないものである。

(ウ) 卷末の統計表の〔 〕は、「労組あり」の事業所を集計したものである。

(エ) 本文中各表の「労組あり」の数値は、「労組あり」と回答いただいた事業所のすべての労働者（正社員、非正社員のいずれで構成されているかを問わない）を集計したものである。

(オ) 集計事業所数について、個々の質問に回答をいただいた事業所の集計数であるため、質問項目によって、異なることがある。

(カ) 本調査の対象は、無作為に抽出した事業所の回答であるため、比較対象は一定していない。

I 調査概要

I 調査概要

1. 調査内容

(1) 調査目的

この調査は、大阪府内における事業所の労働条件等の実態を把握し、労務管理改善等の基礎資料として提供するほか、労働関係諸機関の参考資料とするため、統計法（平成19年法律第53号）に基づく届出統計調査として実施した。

(2) 調査時期

平成23年7月31日を基準日として、就業形態、労働時間、休日休暇制度等を調査した。

(3) 調査対象

大阪府内に所在する民営事業所で、次に該当するものから抽出した6,000事業所を調査対象とした。

①規模 企業全体の常用労働者が30人以上の事業所

②産業 産業分類のうち、D建設業、E製造業、G情報通信業、H運輸業、郵便業、I卸売、小売業、J金融業、保険業、K不動産業、物品販貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、O教育、学習支援業、P医療、福祉、Q複合サービス事業、Rサービス業（他に分類されないもの）の14産業

(4) 調査項目

調査項目は次のとおりである。

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| 1 企業全体の常用労働者規模 | 16 就業形態別年次有給休暇付与・取得日数 |
| 2 労働組合の有無 | 17 震災による企業全体の労働者数の増減 |
| 3 男女別・就業形態別労働者数 | 18 震災による事業所の労働者数の増減 |
| 4 労働者の前年と比べた増減傾向 | 19 震災による雇用方針 |
| 5 正社員への登用制度の有無 | 20 雇用調整の実施 |
| 6 正社員への登用実績の有無 | 21 雇用調整助成金等の活用 |
| 7 就業形態別所定労働時間（1日・週） | |
| 8 変形労働時間制導入の有無 | |
| 9 変形労働時間制の正社員以外への導入 | |
| 10 男女別・就業形態別所定外労働時間（超過実労働時間） | |
| 11 労働時間等の課題について労使が話合う機会の有無 | |
| 12 短時間勤務制度の有無 | |
| 13 短時間勤務制度の適用対象 | |
| 14 就業形態別週休制 | |
| 15 就業形態別年間休日日数 | |

(5) 調査方法

郵送による通信調査で、記入は自計申告方式である。

(6) 抽出方法

「平成21年経済センサス基礎調査」から、産業、規模区分に基づき、従業者規模が30人以上の民営事業所を無作為に抽出した。

(7) 集計方法

集計は、民間電子計算業者に委託した。

(8) 集計事業所数、労働者数

集計事業所数及び労働者数は、次表のとおりである。

集計事業所数、労働者数

区分	集計事業所数	集 計 劳 働 者 数		
		合 計	男 性	女 性
平成22年	件 2,083	人 192,287	人 111,915	人 80,372
平成23年	2,134	203,598	114,536	89,062

(9) 調査結果利用上の注意

(ア) 本文中の各表の構成比率は、小数点第2位もしくは第3位を四捨五入して算出しているため、合計は必ずしも100.0%にならない。その他の数値についても、すべて四捨五入した数値を掲載している。

(イ) 「-」は該当する数値がないものである。

(ウ) 卷末の統計表の〔 〕は、「労組あり」の事業所を集計したものである。

(エ) 本文中各表の「労組あり」の数値は、「労組あり」と回答いただいた事業所のすべての労働者（正社員、非正社員のいずれで構成されているかを問わない）を集計したものである。

(オ) 集計事業所数について、個々の質問に回答をいただいた事業所の集計数であるため、質問項目によって、異なることがある。

(カ) 本調査の対象は、無作為に抽出した事業所の回答であるため、比較対象は一定していない。

整理番号

I 事業所の現況

1 会社全体の賃料等についておたずねします。

平成23年度大阪府労働関係調査票



調査についてのお願い

大阪府においては、府内の民間事業所における就業形態、労働時間、休日休暇、その他の労働条件等の実態を把握するとともに、その結果を労働管理改善等の基礎資料として、また労働関係機関の事業実施にあたっての参考資料として提供することを目的に、6,000事業所を対象に「労働関係調査」を実施しています。無作為抽出の結果、真尋事業所を今年度の調査対象とさせていただだくことになりました。ご多忙中のことごろ、誠に恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力ください。お頼みします。

平成23年9月
事業主 各位

大阪府知事 橋下徹

記入にあたつてのお願い(必ずお読みください)

1. この調査は、施設法(平成19年法律第53号)第24条に基づき総務大臣に届出を行つてある届出統計調査です。この調査で記入された事項については、統計以外の目的に使用したり、内容を他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、そのまま記入してください。

2. この調査票の送付先所在地にある事業所のみの状況について記入してください。(※「I 事業所の現況」の項目のみ、会社全体の状況を記入してください。)

真尋事業所のみで判断できない項目や把握できない項目については、誠にお手数ですが、本社等にご確認の上、回答してください。

なお、事業所の廃止・移転等により、回答することができない場合は、このページ上部の余白にその旨を「朱書きで記入して、返送してください。その場合、回答欄は無記入のままで結構です。」

3. 各調査項目について、特に指定のない限り平成23年7月31日現在の状況を記入してください。

4. 各調査項目に対する回答は太枠の中のみです。該当する数字・項目に○を付けるか、文字・数字を記入してください。

5. ご記入いただきました10月10日(月)までに同封の返信用封筒(切手不要)に入れて提出してください。

6. この調査に際してご不明な点等がありましたら、調査課末尾の連絡先までお問い合わせください。

7. この調査に際しての調査結果を平成24年2月に大阪府済合労働事務所のホームページ(アドレスは11ページ)に掲載予定です。また、調査結果の概要についてメール送付を希望される事業所は、下記のメールアドレス欄にご記入願います。(送付予定は平成24年2月です。)

(1)会社全体の常用労働者は何人ですか。(営事業所を含む)

1 30~49人	5 300~499人
2 50~99人	6 500~999人
3 100~199人	7 1000人以上
4 200~299人	

常用労働者とは、常勤労働者と、他のつらいかれかに該当する労働者をいいます。
 ①期間を定めず雇用している労働者。
 ②1ヵ月を超過する期間を定めて雇用している労働者。
 ③日々又は1ヵ月以内の期間を定めて雇用している労働者のうち、前かか月にそれ以前、18日以上雇用した労働者。
 (派遣労働者・請負労働者は含みません。)

*労働者とは、労働基準法第9条に該当する者。
 法人、団体、組合の代表者又は執行機関であらざり役員であつて、工場長、部長など、業務執行者や代表権をもつた者、労働者と同一に命令と規則によって命令を受けている場合には、労働者とする。また、家庭労働者でも、他の労働者と同じように勤務し、同じように給与を受けている場合には、労働者とする。

2 労働組合についておたずねします。

(1)会社(営事業所を含む)に労働組合はありますか。

1 ある	2 ない
------	------

*ここからは、この調査票の送付先所在地にある営事業所のみの状況についてご回答ください。

II 就業形態

1 営事業所で働く労働者の就業形態別の状況についておたずねします。
 就業形態別労働者

正社員：雇用している労働者のうち、特に雇用期間を定めていない者。
 (常時勤務、毎月給与の役員を含む。他企業への出向者は除く。)

パートタイム労働者：正社員より1日の所定労働時間が短いが、1週の所定内労働日数が少ない者。

嘱託社員：定期限無雇用する目的として雇用している者。

契約社員：特定期間に定めし専門的能力の发挥を目的として雇用期間を定めて契約する者。

出向社員：他企業から出向契約に基づき出向している者。出向元に籍を置いているか否かは問いません。

派遣労働者：「労働者派遣法(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等のための法律)」に該当する法律にに基づく派遣元事業所から派遣された者。

その他：上記以外の労働者。(臨時・日雇労働者等)

事業所名	氏名	記入者

(1) 専業業所の就業形態別の労働者数は何人ですか。いない場合は「0」を記入してください。
また、前年と比べて増減傾向はどうですか。(増減傾向の判断が難しい場合は、1割程度の増減を基準にしてください。)

(注)この調査票の送付先所在地にある専業業所のみの状況を記入してください。

* 就業形態の内容については、1頁参照

		労働者数			前年と比べた増減傾向		
		男性	女性	人	1 増加	2 横ばい	3 減少
正社員	男性			人	1 增加	2 横ばい	3 減少
	女性			人	1 增加	2 横ばい	3 減少
パートタイム労働者	男性			人	1 増加	2 横ばい	3 減少
	女性			人	1 増加	2 横ばい	3 減少
嘱託社員	男性			人	1 増加	2 横ばい	3 減少
	女性			人	1 増加	2 横ばい	3 減少
契約社員	男性			人	1 増加	2 横ばい	3 減少
	女性			人	1 増加	2 横ばい	3 減少
(出向している者)		男性		人	1 増加	2 横ばい	3 減少
(出向している者)		女性		人	1 増加	2 横ばい	3 減少
派遣労働者	男性			人	1 増加	2 横ばい	3 減少
	女性			人	1 増加	2 横ばい	3 減少
その他	男性			人	1 増加	2 横ばい	3 減少
	女性			人	1 増加	2 横ばい	3 減少
合 計		男性	女性	人	1 増加	2 横ばい	3 減少

(2) 専業業所では平成22年に正社員に登用した実績はありますか、専業業所の状況にあわせて平成22年4月1日～23年3月31日などに登録されている限りでも結構です。
(正社員への登用制度がない事業所もお答えください。)

1 ある	<input type="checkbox"/>	1 パートタイム労働者
2 ない	<input type="checkbox"/>	2 嘱託社員
	<input type="checkbox"/>	3 派遣労働者
	<input type="checkbox"/>	4 その他()

「その他」の場合は、就業形態を記入してください。

○

該当する非正社員に○をしてください。

III 労働時間

1 専業業所の就業形態別の所定労働時間についておなづねします。

※所定労働時間とは、就業規則、労働協約等であらかじめ定められた労働時間のことです。休憩時間や

時間外労働時間は含みません。

※労働者の職種等により所定労働時間が異なる場合は、適用される労働時間が最も多いものを記入して下さい。

(1)所定労働時間は定められていますか。就業形態別に記入してください。

※ 就業形態の内容については、1頁参照

(注)この調査票の送付先所在地にある専業業所のみの状況を記入してください。

		1日の所定労働時間			1週の所定労働時間		
男性	女性	変則勤務(隔日勤務等)の労働者が最も多い場合は、1日の平均時間と記入して下さい。	変則勤務(隔日勤務等)の労働者が最も多い場合は、1週の平均時間を記入して下さい。	変則勤務(隔日勤務等)の労働者が最も多い場合は、1日の平均時間と記入して下さい。	正社員	時間	時間
嘱託社員					パートタイム労働者	時間	時間
契約社員					嘱託社員	時間	時間
その他					嘱託社員	時間	時間
合 計	男性				正社員	時間	時間
	女性				パートタイム労働者	時間	時間

2 正社員への登用についておなづねします。

(1) 非正社員から正社員への登用制度はありますか。

1 ある	<input type="checkbox"/>	1 パートタイム労働者
2 ない	<input type="checkbox"/>	2 嘱託社員
	<input type="checkbox"/>	3 派遣労働者
	<input type="checkbox"/>	4 その他()

「その他」の場合は、就業形態を記入してください。

2. 貴事業所の変形労働時間制等についておたずねします。

3 平成22年の所定外労働時間(超過時間)についておたずねします。

4) 貨金帳から下記の要領に従って無作為に抽出した賃事務所の正社員及びパートタイム労働者の個人毎の所定外労働時間(年間)を表ページの欄に記入してください。

(1)貢事業所では、変形労働時間制を導入していますか。

1 いと 2 いと

1

(2) 正社員以外にも導入していますか。

1921. 2

第一回 動形勞働時間制の現状

- 8

年単位の変形労働時間制	1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度
労使協定を締することにより、1年以内の一一定の期間を平均して労働時間を短縮する制度	1週間の労働時間が40時間以下(特例措置対象事業も同じ)の範囲において、1日及び1週間の法定労働時間を越えて

レックスタイム制：1か月以内の一定期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択して働く制度

週間単位の非定期労働時間制：事業所規模が30人未満の小売業、旅館、料亭・飲食店の事業において、労使協定により、1週間単位で毎日の労働時間を彈力的に定めることができる制度

研究開発などの業務、あるいは事業の運営に関する事項についての企画、立案などの業務について、その性質上、業務の遂行の方法や時間の配分などに因し、使用率が具体的な指標をしないことを労使協定や労働委員会の決議で定めた場合、当該協定や決議で定めた時向労働をしたものとみなす制度

3 平成22年の所定外労働時間(超勤時間)についておたずねします。

(4) 嘱託金帳から下記の要領に従つて無作為に抽出した事業所の正社員及びパートタイム労働者の個人毎の所外労働時間(年間)を次ページの欄に記入してください。

お、法人の役員、3か月以上の長期病欠者、休職者、無給の家族従業員は除いてください。

常用労働者数	抽出する人数	抽出方法:賞金台帳等の上1~5番目からクジにより1名を抽出し、そこを起点として等間隔で、6人選んでください。 注)パートタイム労働者を雇用しているときは、6人のうち2人を記載してください。
60人未満	6人	常用労働者の1/10(6人~29人)
60人以上300人未満	10人	抽出方法:賞金台帳の上1~10番目からクジにより1名を抽出し、そこを起点として10人毎に選んでください。 注)パートタイム労働者を雇用しているときは、パートタイム労働者が全抽出人數の約1/3になるようにしてください。
300人以上	30人	抽出方法:賞金台帳の上1~30番目からクジにより1名を抽出し、そこを起点として等間隔で30人選んでください。 注)パートタイム労働者を雇用しているときは、30人のうち10人を記載してください。

抽出例) 常用労働者60人の場合 抽出する人数6人
賃金台帳上から1～60番の仮番号を付ける。
1～10番からクランクして名抽出する。
以下、10人毎に1名ずつ抽出する。

抽出番号 3、13、23、33、43、53番目

(注) 上記要領に従え、ドベートタイム労働者の人数が「抽出する人数」に満たない場合は、無作為に所定の人数
ハーフタタイム労働者全員が所定の人数に満たない場合は、すべての人数を記載し、残りの人数を正社員から抽出
してください。

○ 労働者の就業形態 : 該当する就業形態欄に○をしてください。

○ 労働者の就業形態 : 平成22年の年間超過実労働時間数を記入してください。

○ 所定外労働時間 : 合計時間数については、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てしてください。

期間については、事業所の状況に合わせて、例えば平成22年4月1日～
平成23年3月31日などに書き継ぎ依法してお終りです。

卷之三

16

(注)この調査票の送付先住所にある飲食業者のみの状況を記入してください。

4 労働時間等の課題についておたずねします。

(1)飲食業では、労働時間等をめぐる様々な問題について、「労働時間の認定の改訂に関する特別措置法」に定める「労働時間等認定基準委員会をはじめ、労使間が話し合う機会はありますか。

抽出人數 (抽出回)			性 別			労働者の就業形態			所定外労働 時 間 敷 (超過実労働時間)		年間 時 間 敷 (超過時間のみ)	
(男女別に記入して下さい。) (該当する方に○をしてください。)			男	女	正社員	パートタイム	労働者					
0.1.												
0.2.												
0.3												
0.4												
0.5												
0.6												
0.7												
0.8												
0.9												
1.0												
1.1												
1.2												
1.3												
1.4												
1.5												
1.6												
1.7												
1.8												
1.9												
2.0												
2.1												
2.2												
2.3												
2.4												
2.5												
2.6												
2.7												
2.8												
2.9												
3.0												

5 短時間勤務についておたずねします。
(1)飲食業では、短時間勤務を実施できる制度(短時間正社員制度:法)はありますか。

(注)短時間正社員制度とは、フルタイム正社員より週間の所定労働時間が短い正社員を中心とした一定期間行う場合や、正社員の短時間・短日勤務を一定期間行う場合などです。なま、「育児・介護休業法」が改正され、短時間勤務制度が導入されました。(平成22年6月30日施行。常時100人以下の労働者を雇用する事業主について) は、平成24年6月30日施行予定		
---	--	--

1 ある → 該問 (2)へ		
2 今後、導入する予定である		
3 ない		

(2)どのような場合に利用できますか。該当するものすべてに○をしてください。

1 育児		
2 介護		
3 自己啓発		
4 地域活動(ボランティア等)		
5 退職の準備		
6 その他()		

太枠の中のみ記入してください。

「その他」の場合は、具体的な内容を記入してください。

IV 休日休暇

1 週休制の形態についておたずねします。

(1) 貢事業所の就業形態別、週休制の実施形態について、該する箇所に○をしてください。

※労働者の職種、就業形態等により異なる場合は、適用される労働者が最も多いものを記入して下さい。
※就業形態別で年間休暇と年間休暇割合を記入している場合は、一ヶ月の休日数を平均して週休制に換算してください。
※「週休2日制」とは、1期間のうち2月間の休日があることをいい、その休日が土・日曜日にござりません。

(注) ごの調査票の差付先所在地にある貢事業所のみの状況を記入してください。

実施形態	正社員	パートタイム労働者
週休1日制 (例: 日曜日が休日など)		
1週間に週休日が1日ある割度 (例: 日曜日が休日など)		
週休1日半制 1週間に週休日が1日ある場合に1日を通常の労働時間の半分程度にしている割度 (例: 日曜日が休日で土曜日が半日休)		
完全週休2日制 毎週週休日が2日ある割度		
月3回週休2日制 月のうち3週について週休2日制を行なっているもの、 その他の週は週休1日制又は週休1日半制		
隔週週休2日制 1週間おきに週休2日制を行なっているもの、 その他の週は週休1日制又は週休半日制		
月2週だけ週休2日制を行なっているもの、 その他の週は週休1日制又は週休1日半制		
月1回週休2日制 月のうち1週だけ週休2日制を行なっているもの、 その他の週は週休1日制又は週休1日半制		
その他の週休2日制 週休日が月1回以上週休2日制、3勤1休、 4勤1休等要質的に完全週休2日制より 休日数が少ないもの		
週休2日制を超える週休体制 実質的に完全週休2日制以外日日数が多いもの (例、月1回以上週休2日制、3勤3休、3勤4休など)		
週休制を実施していない、		

(2) 貢事業所の就業形態別の平成22年の年間給付休日日数を記入してください。(年次有給休暇を除く。)

1 年間給付休日日数=土曜・日曜等の「週休日」の日数+国民の祝日、年末年始の休日、ゴールデン・イーグル、夏期特別休暇、会社の創立記念日等の日数。
2: パートタイム労働者については、人數が最も多い職種の年間給付休日日数の平均日数(1日未満は四捨五入)
3: 貢事業所の状況に合わせて、 例えば、平成22年4月1日～23年3月31などの1年間に置き換えてください。

(注) ごの調査票の差付先所在地にある貢事業所のみの状況を記入してください。

正社員	パートタイム労働者 (休日又は出勤を要しない日:平均日数)
平成22年の年間給付休日日数 (年次有給休暇を除く)	日

2 年次有給休暇についておたずねします。

(1) 貢事業所の就業形態別の平成22年の年次有給休暇の付与日数、取得日数を記入してください。

正社員	パートタイム労働者
平成22年に付与した総人數	人
平成22年に付与した年次有給休暇を (前年からの繰越分は含まない)	日
平成22年に取扱(消化)した 年次有給休暇日数の総計	日

※調査票の状況に合わせて、 例えば、平成22年4月1日～23年3月31などの1年間に置き換えてください。
※就業形態の内容については、1頁参照

年次有給休暇: 労働基準法第39条 雇入れの日から起算して6か月間労働してから、全所定労働日の8割以上勤務した労働者 に対して最低10日を与える。パートタイム労働者等についても同様。 なお、日数については、勤務年数と労働日数によって最高20までの範囲で付与される。

V 雇用の維持・安定

1 真日本大震災(以下「震災」という。)による雇用に対する影響について、事業所の現状と今後の見通しをおたずねします。

(1)震災による賃事業所の労働者数の増減についてお答えください。該当するものに○をしてください。

- 1 増加した
- 2 減少した
- 3 変わらない

(2)震災による賃事業所の労働者数の増減についてお答えください。該当するものに○をしてください。

- 1 増加した
- 2 減少した
- 3 変わらない

(3)震災による賃事業所の雇用方針についてお答えください。該当するものに○をしてください。

- 1 雇用を増やしたい(被災地から)
- 2 雇用を増やしたい(被災地にかかわらず)
- 3 雇用調整を行いたい
- 4 現在の雇用のままでよい。
- 5 今後の雇用は未定

2 賃事業所では、この1年間に雇用調整を実施しましたか。下の期間に応じてお答えください。該当するものすべてに○をしてください。(震災の影響を受けて、対応したまたは対応する予定のものについては○をしてください。)

雇用調整の内容	平成22年10月～23年3月末	平成23年4月～
1 運轉制御・希望退職者の募集	1	1
2 正社員の解雇	2	2
3 指定契約の途中解除・再契約停止	3	3
4 バート・契約社員等の解雇・再契約停止	4	4
5 一時休業・一時帰休	5	5
6 配置転換・出向	6	6
7 所定労働時間の短縮	7	7
8 变形労働時間の活用	8	8
9 強制規制・削減	9	9
10 休日の増加	10	10
11 餓食契約の停止・解除	11	11
12 新規卒卒業・中途採用者の採用抑制	12	12
13 ワーキングエアリング	13	13
14 その他()	14	14
15 雇用調整なし	15	15

「その他」の場合は、内容を記入してください。

3 賃事業所では、雇用調整助成金等(注)を活用されていますか。該当するものに○をしてください。

(注)雇用調整助成金等とは、「雇用調整助成金」並びに「中小企業雇用安定助成金」のことで、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小が懸念された場合に、事業主がその雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向させた場合に、休業、教育訓練又は出向による手当若しくは賃金等の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

1 申請済み
2 申請予定
3 申請予定なし
4 わからない

以上で質問は終わりです。

ご協力ありがとうございました

記入に際してご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

大阪府総合労働事務所 地域劳政グループ
〒540-0033 大阪市中央区石町二丁目5-3 エル・おおさか南館3階
電話 06-6946-2606
FAX 06-6946-2635
ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/segorodo/chousa/index.html>

2 用語説明

(1) 企業規模

本社、支店、工場、出張所等企業全体の常用労働者数の合計によって区分している。

(2) 常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者をいう。

- ① 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇用している労働者
- ② 日々又は1か月以内の期間を限って雇用している労働者のうち、前2か月にそれぞれ18日以上雇用した労働者

※ 重役・理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者や、事業主の家族でその事業所で働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者も労働者に含む。

(3) 就業形態別労働者

正社員 : 雇用している労働者のうち、特に雇用期間を定めていない者。（他企業への出向者は除く。）

非正社員

パートタイム労働者 : 正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者。

嘱託社員 : 定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用する者。

契約社員 : 特定職種に従事し専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者。

出向社員 : 他企業から出向契約に基づき出向してきている者。出向元に籍を置いているか否かは問わない。

派遣労働者 : 「労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく派遣元事業所から派遣された者。

その他 : 上記以外の労働者。（臨時・日雇い労働者等）

なお、労働者数の増減については、1年前（調査基準日平成22年7月31日）との比較とした。

(4) 労働時間

1日の所定労働時間、週所定労働時間は、就業規則等であらかじめ定められている労働時間（超過、休日労働、休憩時間を除く。）で、曜日、週によって労働時間が異なる場合は平均値とした。なお、年間所定労働時間及び年間所定内労働時間については、調査項目としていないが、傾向を把握するため次の算定式により集計した。

1) 年間所定労働時間 = 1日の所定労働時間×(365日-年間総休日日数)

2) 年間所定内労働時間 = 1日の所定労働時間×{365日-(年間総休日日数+有給休暇取得日数)}

なお、労働者の職種等により所定労働時間が異なる場合は、適用される労働者が最も多い人数層をもって算出している。

(5) 年間超過実労働時間

調査対象事業所の全常用労働者から一定の方法で抽出された労働者の年間超過実労働時間を集計している。

(6) 年間総実労働時間

年間所定内労働時間と年間超過実労働時間との合計で年間総実労働時間を算出している。

(7) 変形労働時間制

1か月単位の変形労働時間制、1年単位の変形労働時間制、1週間単位の非定型的労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制をいう。

(8) 週休制

事業所において採用されている週休制の実施形態で、部門、職種等により異なる週休制を採用している場合は、当該事業所で最も適用労働者の多い形態としている。

(9) 年間総休日日数

土曜・日曜等の「週休日」の日数、国民の祝日、年末年始の休日、夏期特別休暇、会社の創立記念日等「週休日以外の休日」の日数で算出している。

なお、就労形態別の年間総休日日数で、部門、職種等により異なる休日日数を採用している場合は、当該事業所で最も適用労働者の多い休日日数としている。

(10) 年次有給休暇取得率

年次有給休暇の平均取得率は

年間平均取得率 = 年間平均取得(消化)日数 ÷ 年間平均付与日数 で算出している。

II 調査結果の概要

II 調査結果の概要

1 就業形態

(1) 就業形態別雇用状況

就業形態別雇用状況をみると、「正社員」が62.2%に対し、「非正社員」が37.8%となっている。「非正社員」の内訳では「パートタイム労働者」が21.1%と最も高く、次いで「契約社員」4.9%、「派遣労働者」4.0%の順となっている。

これを男女別(表1-2)にみると、「正社員」の割合は、「男性」の74.5%に対し、「女性」が46.5%となっており、「非正社員」の割合では、「男性」の25.5%に対し、「女性」が53.5%となっている。また、女性の「パートタイム労働者」の割合は35.9%となっている。

企業規模別に「正社員」の割合をみると、男性では、「500人～999人」が75.9%と最も高く、「100人～499人」が72.5%と最も低くなっている。女性では、「500人～999人」が56.8%と最も高く、「1000人以上」が43.6%と最も低くなっている。

産業分類別に「正社員」の割合をみると、男性では、「複合サービス事業」が87.7%と最も高く、次いで「建設業」の86.8%となっている。女性では、「建設業」が67.1%と最も高く、次いで「医療・福祉」の63.6%となっている。男女とも「宿泊業・飲食サービス業」が最も低く男性42.7%、女性13.6%となっている。

また、産業分類別に「非正社員」の割合をみると、「宿泊業・飲食サービス業」が最も高く、それぞれ男性は57.3%、女性は86.4%となっている。

表1-1 就業形態別雇用状況

区分	集計事業所数	正社員	非正社員	パートタイム労働者	嘱託社員	契約社員	出向社員	派遣労働者	その他
全 体	件	%	%	%	%	%	%	%	%
平成22年	2,083	63.6	36.4	21.2	3.1	4.3	1.7	3.8	2.3
平成23年	2,134	62.2	37.8	21.1	3.0	4.9	1.5	4.0	3.2
(労組あり)	713	65.1	34.9	18.2	3.2	5.3	1.5	4.3	2.4

(注)「その他」は、臨時・日雇労働者を含む。

図1-1 就業形態別雇用状況

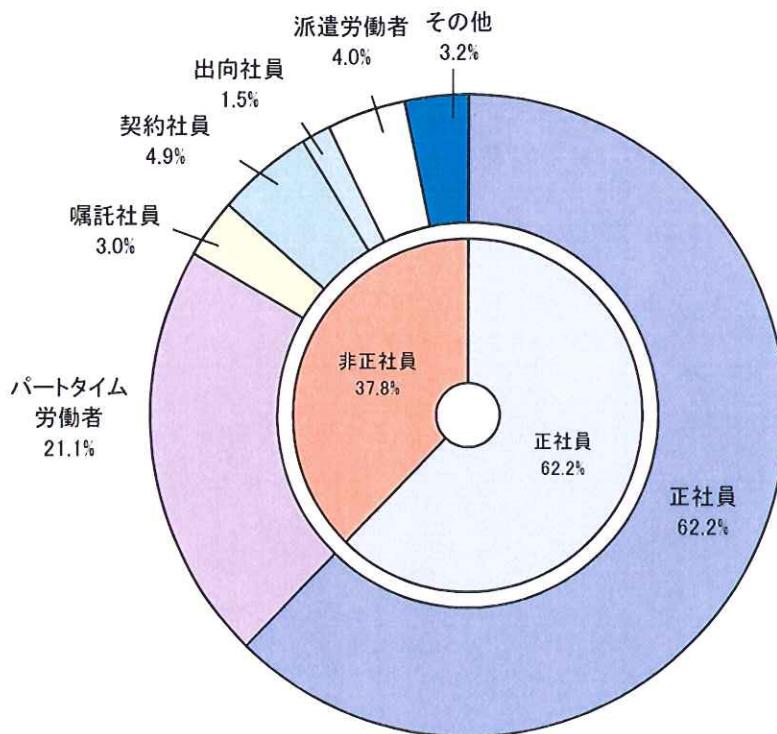


表1-2 就業形態別労働者数の割合

(男 性)

区分			集計労働者数	正社員	非正社員	パート・仮労働者	嘱託社員	契約社員	出向社員	派遣労働者	その他
全	平成	22年	休人	111,915	75.3	24.7	9.5	4.3	4.1	2.3	2.3
平成	23年	(労組あり)	人	114,536	74.5	25.5	9.6	4.0	4.5	2.2	2.4
				61,574	77.8	22.2	7.3	4.3	4.4	2.2	1.8
企業規模	30人	～99人	人	23,446	74.3	25.7	11.3	4.6	2.8	2.5	1.6
	100人	～499人	人	34,616	72.5	27.5	10.6	5.1	5.3	2.7	2.5
	500人	～999人	人	11,945	75.9	24.1	7.6	2.5	5.3	3.5	2.4
	1000人	以上	人	44,529	75.7	24.3	8.5	3.2	4.5	1.3	2.9
産業分類	建 設 業	業	業	6,349	86.8	13.2	1.2	3.9	1.7	1.8	1.7
	製 造 業	業	業	28,488	84.8	15.2	2.4	4.1	1.9	2.2	3.1
	情 報 通 信 業	業	業	8,289	79.4	20.6	1.5	1.6	4.1	2.9	9.9
	運 輸 業、郵 便 業	業	業	10,119	75.2	24.8	5.7	8.9	5.3	2.1	1.1
	卸 売・小 売 業	業	業	18,612	76.1	23.9	14.0	3.5	2.3	1.7	0.8
	金 融 業・保 険 業	業	業	3,309	77.0	23.0	1.0	7.7	3.8	6.2	0.8
	不 動 産 業・物 品 貨 貸 業	業	業	1,630	58.7	41.3	19.0	8.0	6.3	4.8	3.0
	学術研究・専門・技術サービス業	業	業	5,110	81.1	18.9	2.1	4.4	5.2	3.5	2.6
	宿 泊 業・飲 食 サ ー ビ ス 業	業	業	2,473	42.7	57.3	46.4	1.7	5.5	0.4	0.4
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業・娛 樂 業	業	業	1,597	60.3	39.7	27.9	2.0	5.8	0.7	2.6
	教 育・学 習 支 援 業	業	業	8,683	54.1	45.9	16.7	2.2	9.8	0.5	0.8
	医 療・福 祉	業	業	10,420	69.8	30.2	22.0	2.0	3.1	0.5	1.1
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	業	業	552	87.7	12.3	5.8	5.4	0.9	-	0.2
	サ ー ビ ス 業	業	業	8,905	57.8	42.2	12.8	4.1	14.3	4.9	3.2
											2.9

(女 性)

区分			集計労働者数	正社員	非正社員	パート・仮労働者	嘱託社員	契約社員	出向社員	派遣労働者	その他
全	平成	22年	休人	80,372	47.3	52.7	37.4	1.4	4.6	0.8	6.0
平成	23年	(労組あり)	人	89,062	46.5	53.5	35.9	1.7	5.5	0.6	6.0
				39,299	45.1	54.9	35.3	1.5	6.7	0.5	7.5
企業規模	30人	～99人	人	17,365	44.0	56.0	42.6	1.8	3.7	0.7	4.2
	100人	～499人	人	28,669	48.4	51.6	35.4	2.4	6.0	0.6	5.2
	500人	～999人	人	8,804	56.8	43.2	23.9	0.6	6.4	0.8	8.3
	1000人	以上	人	34,224	43.6	56.4	36.1	1.2	5.6	0.4	7.1
産業分類	建 設 業	業	業	1,062	67.1	32.9	14.6	1.3	4.0	0.4	11.8
	製 造 業	業	業	9,815	45.6	54.4	25.6	1.9	8.7	0.7	14.9
	情 報 通 信 業	業	業	2,728	55.4	44.6	12.4	1.1	5.6	1.3	22.0
	運 輸 業、郵 便 業	業	業	2,840	43.4	56.6	37.1	1.4	9.5	1.1	7.0
	卸 売・小 売 業	業	業	14,690	31.4	68.6	59.6	1.0	2.5	0.6	3.1
	金 融 業・保 険 業	業	業	4,989	46.8	53.2	30.5	1.8	4.3	1.3	3.7
	不 動 産 業・物 品 貨 貸 業	業	業	878	31.5	68.5	39.9	1.3	12.8	0.5	12.9
	学術研究・専門・技術サービス業	業	業	1,961	54.1	45.9	10.5	1.1	9.6	0.5	21.6
	宿 泊 業・飲 食 サ ー ビ ス 業	業	業	3,406	13.6	86.4	76.6	1.1	4.6	0.2	1.1
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業・娛 樂 業	業	業	2,043	30.9	69.1	58.1	0.9	4.5	0.6	3.2
	教 育・学 習 支 援 業	業	業	7,748	35.5	64.5	32.6	1.0	11.4	0.2	2.6
	医 療・福 祉	業	業	29,824	63.6	36.4	28.0	1.9	2.8	0.2	1.8
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	業	業	255	62.7	37.3	30.6	1.2	4.3	-	1.2
	サ ー ビ ス 業	業	業	6,823	32.9	67.1	34.7	3.5	10.0	1.7	14.2
											2.9

※ 「その他」は、臨時・日雇労働者を含む。

(2) 労働者数の増減

労働者数の前年に比べた増減傾向の割合(表1-3)をみると、男女ともに「横ばい」とする事業所が最も高くなっている。

「増加」したとする事業所を企業規模別にみると、男性(出向社員、派遣労働者を除く)では「100人～499人」が18.6%と最も高く、次いで「500人～999人」16.0%となっている。「出向社員、派遣労働者」の男性では「100人～499人」が11.6%と最も高く、次いで「30人～99人」11.1%となっている。

女性(出向社員、派遣労働者を除く)の「増加」したとする事業所を企業規模別にみると、「100人～499人」が16.0%と最も高く、次いで「30人～99人」13.7%となっている。「出向社員、派遣労働者」の女性では「30人～99人」が11.4%と最も高く、次いで「100人～499人」11.3%の順となっている。

また、就業形態別(表1-4)にみると、「嘱託社員」の男性「増加」20.6%、「正社員」の男性「減少」19.7%の他は、概ね横ばい傾向が目立つ結果となっている。

表1-3 前年と比べた増減傾向

(出向社員、派遣労働者を除く労働者)

区分	集計事業所数	男性			女性		
		増加	横ばい	減少	増加	横ばい	減少
全 年	2,059	18.0	64.5	17.4	15.8	69.5	14.7
平 成 22 年	2,134	16.7	69.8	13.6	14.3	73.6	12.1
(労 組 あ り)	713	17.4	67.1	15.5	13.0	75.0	12.0
企 業 規 模	30 人 ~ 99 人	903	15.8	71.3	12.9	74.2	12.1
	100 人 ~ 499 人	646	18.6	68.2	13.2	71.8	12.2
	500 人 ~ 999 人	158	16.0	69.8	14.2	73.6	13.6
	1000 人 以 上	427	15.5	69.4	15.1	75.1	11.3
産 業 分 類	建 設 業	100	17.2	64.7	18.1	9.7	80.6
	製 造 業	364	18.7	67.4	13.9	10.0	78.6
	情 報 通 信 業	82	15.4	71.2	13.5	13.1	75.3
	運 輸 業 、 郵 便 業	174	19.6	61.3	19.1	12.9	77.2
	卸 売 、 小 売 業	439	16.6	68.9	14.5	13.4	75.7
	金 融 業 、 保 喫 業	55	13.6	74.3	12.1	13.4	76.4
	不 動 産 業 、 物 品 貸 貸 業	35	16.5	68.0	15.5	12.8	76.6
	学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	68	23.4	66.3	10.3	14.4	74.9
	宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	109	11.1	77.8	11.1	11.3	77.8
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	66	9.7	76.6	13.6	12.8	69.2
	教 育 、 学 習 支 援 業	98	17.5	67.2	15.3	18.8	65.5
	医 療 、 福 祉	349	15.3	78.0	6.7	21.9	64.2
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	14	15.9	63.6	20.5	21.1	52.6
	サ ー ビ ス 業	181	16.1	67.1	16.8	12.4	75.7
							11.9

(出向社員、派遣労働者)

区分	集計事業所数	男性			女性		
		増加	横ばい	減少	増加	横ばい	減少
全 年	2,059	12.3	75.8	11.9	11.7	75.6	12.7
平 成 22 年	2,134	9.9	80.4	9.7	10.1	80.9	9.1
(労 組 あ り)	713	9.1	79.5	11.4	10.4	80.0	9.6
企 業 規 模	30 人 ~ 99 人	903	11.1	79.5	9.4	11.4	80.7
	100 人 ~ 499 人	646	11.6	78.3	10.1	11.3	78.4
	500 人 ~ 999 人	158	5.3	82.0	12.7	8.7	77.9
	1000 人 以 上	427	8.2	83.4	8.4	7.7	85.2
産 業 分 類	建 設 業	100	8.2	72.1	19.7	6.8	81.4
	製 造 業	364	15.2	72.2	12.5	12.1	79.4
	情 報 通 信 業	82	17.4	69.8	12.8	11.5	78.2
	運 輸 業 、 郵 便 業	174	10.6	78.8	10.6	9.9	82.4
	卸 売 、 小 売 業	439	5.2	88.8	6.1	7.6	85.0
	金 融 業 、 保 喫 業	55	9.1	81.8	9.1	1.7	81.7
	不 動 産 業 、 物 品 貸 貸 業	35	21.2	54.5	24.2	15.6	71.9
	学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	68	11.3	74.2	14.5	13.3	81.7
	宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	109	2.6	87.2	10.3	5.4	86.5
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	66	9.1	84.8	6.1	3.0	90.9
	教 育 、 学 習 支 援 業	98	3.9	89.6	6.5	15.9	70.5
	医 療 、 福 祉	349	6.8	88.5	4.7	13.5	78.5
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	14	20.0	80.0	-	20.0	80.0
	サ ー ビ ス 業	181	12.4	78.5	9.1	8.7	80.0
							11.3

表1－4 就業形態別労働者数の増減傾向

区分	正社員		パートタイム労働者		嘱託社員		契約社員	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
増加(%)	17.8	15.1	13.8	16.4	20.6	10.1	13.5	12.4
横ばい(%)	62.4	70.6	74.3	68.2	71.5	86.3	78.0	78.8
減少(%)	19.7	14.3	11.9	15.4	7.9	3.6	8.5	8.8

区分	出向社員		派遣労働者		その他	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
増加(%)	9.3	3.2	10.5	15.0	5.2	4.0
横ばい(%)	81.7	93.7	79.1	71.6	90.4	91.6
減少(%)	9.0	3.0	10.5	13.4	4.4	4.4

(3) 正社員への登用

非正社員から正社員への登用制度(表1-5)についてみると、「ある」とした事業所の割合は、63.6%であり、「ない」とした事業所の割合は36.4%となっている。また、正社員への登用実績(表1-6)をみると、登用制度が「ある」事業所では40.4%であり、「ない」事業所では12.4%となっている。

これを就業形態別にみると、「パートタイム労働者」が登用制度の「ある」事業所の19.7%、「ない」事業所では4.5%で、ともに最も高くなっている。

また、産業分類別にみると、登用制度の「ある」事業所では、「医療・福祉」の62.2%、「ない」事業所では、「教育・学習支援業」が20.9%となっている。

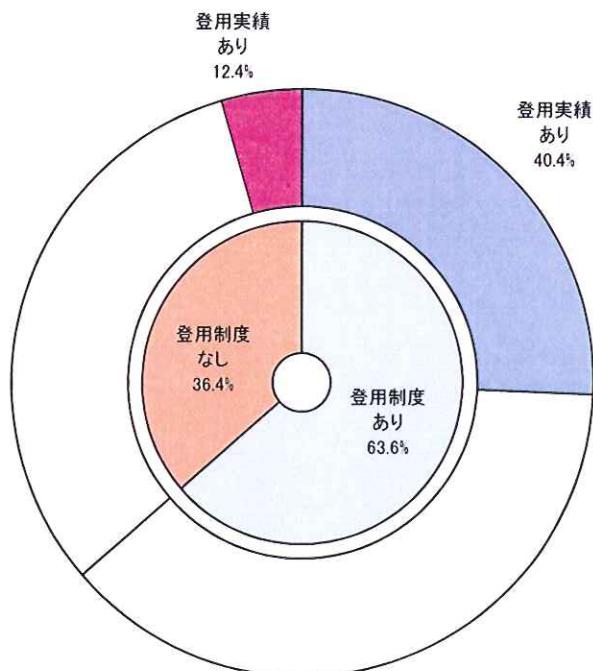
表1-5 正社員への登用制度

区分	集計事業所数	ある		ない	
		件	%	件	%
全体					
平成22年	2,082	63.2		36.8	
平成23年	2,134	63.6		36.4	
(労組あり)	713	64.9		35.1	

表1-6 正社員への登用実績

区分		正社員への登用制度あり							正社員への登用制度なし						
		集計事業所数	ある	パートタイム労働者	契約社員	派遣労働者	その他	ない	集計事業所数	ある	パートタイム労働者	契約社員	派遣労働者	その他	ない
全 年	体	件	%	%	%	%	%	無	件	%	%	%	%	%	%
平 成 22	年	1,310	37.9	17.9	15.4	5.5	2.3	62.1	764	9.4	4.1	2.6	2.6	0.8	90.6
平 成 23	年	1,358	40.4	19.7	14.3	5.8	2.7	59.6	776	12.4	4.5	3.2	3.1	1.7	87.6
(労 組 あ り)		463	34.6	9.9	17.7	4.8	2.8	65.4	250	13.2	5.2	4.0	4.0	1.2	86.8
企 業 規 模	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
30人～99人	490	40.4	22.4	8.8	6.1	3.7	59.6	413	12.3	4.6	2.9	2.7	1.9	87.7	
100人～499人	424	47.9	25.9	16.0	7.5	2.4	52.1	222	14.0	5.9	4.5	4.5	0.5	86.0	
500人～999人	111	36.9	12.6	20.7	4.5	2.7	63.1	47	12.8	2.1	4.3	2.1	4.3	87.2	
1000人以上	333	31.8	10.2	18.0	3.6	1.8	68.2	94	8.5	2.1	1.1	2.1	2.1	91.5	
産業分類	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業
建 設	業	46	34.8	2.2	13.0	4.3	13.0	65.2	54	3.7	-	-	1.9	1.9	96.3
製 造	業	208	36.1	13.9	11.1	10.6	1.9	63.9	156	17.3	5.8	3.8	7.7	2.6	82.7
情 報 通 信	業	36	30.6	2.8	22.2	5.6	2.8	69.4	46	4.3	-	-	-	-	95.7
運 輸 業 、 郵 便 業	業	100	44.0	8.0	31.0	4.0	2.0	56.0	74	5.4	2.7	1.4	1.4	1.4	94.6
卸 売 、 小 売 業	業	283	24.0	9.9	8.8	5.3	1.8	76.0	156	9.0	3.2	2.6	2.6	0.6	91.0
金 融 業 、 保 健 業	業	37	35.1	5.4	13.5	10.8	5.4	64.9	18	16.7	-	5.6	5.6	5.6	83.3
不 動 产 業 、 物 品 貸 業	業	16	25.0	6.3	12.5	-	6.3	75.0	19	-	-	-	-	-	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	業	34	32.4	2.9	23.5	5.9	-	67.6	34	20.6	-	8.8	5.9	5.9	79.4
宿泊業、飲食サービス業	業	82	24.4	13.4	11.0	-	-	75.6	27	14.8	7.4	-	-	3.7	85.2
生活関連サービス業、娯楽業	業	51	51.0	19.6	27.5	3.9	3.9	49.0	15	13.3	13.3	-	-	-	86.7
教育、学習支援業	業	55	52.7	20.0	34.5	1.8	1.8	47.3	43	20.9	9.3	9.3	2.3	-	79.1
医 療 、 福 祉	業	286	62.2	51.4	6.6	6.3	2.8	37.8	63	20.6	12.7	3.2	1.6	1.6	79.4
複 合 サ ー ビ ス 事 業	業	14	28.6	21.4	7.1	-	-	71.4	-	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	業	110	44.5	13.6	21.8	6.4	4.5	55.5	71	12.7	4.2	5.6	1.4	1.4	87.3

図1-2 正社員への登用状況



2 労働時間

(1) 1日の所定労働時間

1日の所定労働時間(就業規則等で定められた労働時間で、休憩時間を除いたもの)をみると、「正社員」では、「7時間半超～8時間以下」がすべての企業規模で最も多く、産業分類別においても「金融業・保険業」を除き最も多くなっている。

「1日の平均所定労働時間」を就業形態別にみると、「正社員」が7時間46分と最も長くなっています、「嘱託社員」7時間32分、「契約社員」と「出向社員」が共に7時間31分、「派遣労働者」が7時間17分と続き、「パートタイム労働者」の5時間49分が最も短くなっています。

これを産業分類別にみると、「正社員」では「宿泊業、飲食サービス業」が8時間01分と最も長くなっています、最も短い「金融業・保険業」の7時間30分との差は31分となっています。

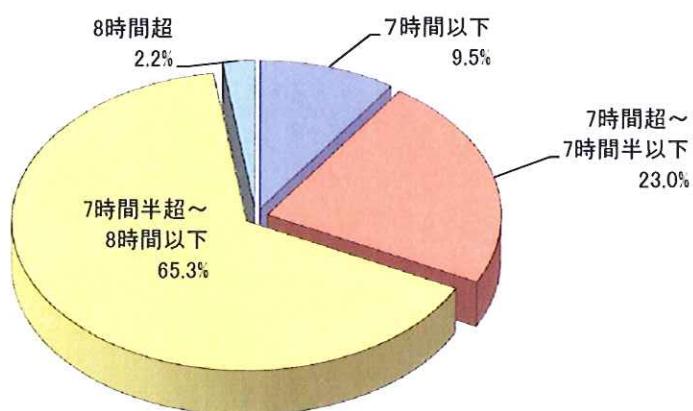
また、「パートタイム労働者」では、「建設業」が6時間31分と最も長くなっています、最も短い「教育、学習支援業」の5時間14分との差は1時間17分となっています。

表2-1 1日の所定労働時間

(正社員)

		区分	6時間以下	6時間超～6時間半以下	6時間半超～7時間以下	7時間超～7時間半以下	7時間半超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定労働時間
全		年体	%	%	%	%	%	%	時間：分
平	成	22年	0.1	0.3	9.5	23.8	64.0	2.3	7:43
平	成	23年	0.2	0.3	8.9	23.0	65.3	2.2	7:46
(労組	あり)	-	0.3	7.6	22.5	66.9	2.7	7:47
企	30人	～99人	0.5	0.3	10.1	21.2	65.7	2.3	7:45
業	100人	～499人	-	0.2	10.3	25.0	62.4	2.2	7:44
規	500人	～999人	0.6	1.3	7.6	27.2	63.3	-	7:40
模	1000人	以上	-	-	4.9	22.1	69.9	3.1	7:52
産業分類	建	設業	-	-	4.0	19.0	76.0	1.0	7:48
	製	造業	-	-	3.6	13.3	80.9	2.2	7:49
	情	報通信業	-	-	7.3	29.3	63.4	-	7:41
	運	輸業、郵便業	-	0.6	9.8	17.3	67.6	4.6	7:56
	卸	売・小売業	0.7	0.2	5.3	23.6	67.4	2.8	7:47
	金	融業・保険業	-	-	18.5	50.0	29.6	1.9	7:30
	不	動産業、物品賃貸業	-	-	17.1	25.7	57.1	-	7:35
	学	術研究、専門・技術サービス業	-	-	11.8	30.9	57.4	-	7:39
	宿	泊業、飲食サービス業	0.9	-	3.7	13.8	75.2	6.4	8:01
	生	活関連サービス業、娯楽業	-	-	14.3	30.2	50.8	4.8	8:00
	教	育、学習支援業	-	2.1	12.4	19.6	64.9	1.0	7:42
	医	療・福祉	-	0.6	15.2	31.8	50.7	1.7	7:39
	複	合サ一ビス事業	-	-	-	14.3	85.7	-	7:55
	サ	一ビス業	0.6	-	13.8	22.4	63.2	-	7:40

図2-1 正社員の一日の所定内労働時間



(パートタイム労働者)

区分			4時間以下	4時間超~5時間以下	5時間超~6時間以下	6時間超~7時間以下	7時間超~8時間以下	8時間超	1日の平均所定労働時間
全	平成22年	体	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成23年			18.5	23.2	17.8	19.7	20.6	0.2	5:51
(労 組 あ り)			21.3	22.5	17.6	17.6	20.5	0.5	5:49
30人	~99人	人	22.0	22.7	17.9	18.4	18.5	0.5	5:46
100人	~499人	人	21.4	18.5	17.2	17.6	24.9	0.4	5:57
500人	~999人	人	14.9	28.7	11.7	24.5	19.1	1.1	5:54
1000人	以 上	人	21.7	26.5	19.9	13.6	18.0	0.4	5:39
建 製 情 運 卸 金 不 学 宿 生 教 医 複 サ サ	設 造 報 通 業 、 郵 便 売 小 保 險 產 物 品 貨 貸 研究、専門・技術サービス業 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 、 娯 樂 業 、 学 習 支 援 業 、 療 、 福 祉 一 ビ ス 事 業 、 一 ビ ス 業	業	12.1 16.4 7.7 20.6 24.8 9.7 5.3 4.0 32.7 13.5 32.9 22.1 7.1 23.6	18.2 16.8 30.8 27.5 26.8 25.8 36.8 20.0 31.6 28.8 19.7 19.6 14.3 15.5	9.1 20.5 23.1 17.6 16.0 19.4 10.5 32.0 13.3 21.2 22.4 18.1 28.6 10.9	12.1 22.5 23.1 12.7 16.3 25.8 21.1 20.0 9.2 19.2 7.9 18.4 28.6 21.8	48.5 23.8 15.4 21.6 15.0 19.4 26.3 24.0 11.2 17.3 17.1 21.2 21.4 28.2	- - - - 1.0 - - - 2.0 - - 0.6 - -	6:31 6:01 5:58 5:43 5:38 6:09 6:05 6:18 5:38 5:54 5:14 5:47 6:20 6:01

(嘱託社員)

区分			6時間以下	6時間超~6時間半以下	6時間半超~7時間以下	7時間超~7時間半以下	7時間半超~8時間以下	8時間超	1日の平均所定労働時間
全	平成22年	体	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成23年			5.9	0.6	11.7	27.9	52.6	1.3	7:27
(労 組 あ り)			5.5	0.5	11.6	23.7	58.2	0.6	7:32
30人	~99人	人	9.7	0.3	12.7	17.7	59.5	-	7:23
100人	~499人	人	2.8	0.3	11.3	28.1	56.6	0.9	7:37
500人	~999人	人	1.4	2.7	10.8	28.4	56.8	-	7:36
1000人	以 上	人	4.8	-	10.8	23.7	59.7	1.1	7:34
建 製 情 運 卸 金 不 学 宿 生 教 医 複 サ サ	設 造 報 通 業 、 郵 便 売 小 保 險 產 物 品 貨 貸 研究、専門・技術サービス業 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 、 娯 樂 業 、 学 習 支 援 業 、 療 、 福 祉 一 ビ ス 事 業 、 一 ビ ス 業	業	- 4.6 6.7 3.8 3.7 9.7 4.8 4.5 7.7 - 8.1 12.6 - 5.0	- - - 1.3 - - - - - - 5.4 0.9 - -	- 3.0 20.0 13.8 3.7 29.0 14.3 15.9 15.4 6.7 29.7 23.4 - 21.7	14.0 11.7 23.3 18.8 30.5 45.2 14.3 15.9 15.4 40.0 29.7 33.3 - 21.7	86.0 80.2 50.0 58.8 62.1 16.1 33.3 27.3 15.4 53.3 43.2 28.8 - 23.3	- 0.5 - 3.8 - - - - - - - - - -	7:51 7:40 7:26 7:55 7:37 7:01 7:25 7:30 7:17 7:39 7:16 7:02 7:51 7:25

(契約社員)

区分		6時間以下	6時間超～6時間半以下	6時間半超～7時間以下	7時間超～7時間半以下	7時間半超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定労働時間
全	年	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成22年	年	6.1	0.6	10.0	24.0	57.2	2.0	7:29
平成23年	年	6.4	0.4	9.5	20.1	61.7	1.9	7:31
(労 組 あ り)		2.7	0.6	9.8	20.7	63.1	3.0	7:39
30人	～99人	13.4	-	10.4	17.3	57.9	1.0	7:19
100人	～499人	3.4	0.4	10.3	23.2	60.9	1.7	7:34
500人	～999人	4.1	1.4	13.5	27.0	54.1	-	7:28
1000人	以上	3.6	0.5	6.2	16.6	69.4	3.6	7:41
建 設 業		-	-	-	19.2	80.8	-	7:51
製 造 業		4.0	-	4.0	11.0	80.0	1.0	7:35
情 報 通 信 業		3.2	-	6.5	38.7	51.6	-	7:30
運 輸 業、郵 便 業		9.1	-	9.1	7.3	72.7	1.8	7:37
卸 売・小 売 業		2.5	-	5.1	19.7	68.8	3.8	7:46
金 融 業・保 險 業		9.1	-	31.8	22.7	31.8	4.5	7:16
不 動 産 業・物 品 貨 貸 業		6.7	6.7	6.7	33.3	46.7	-	7:25
学術研究、専門・技術サービス業		5.1	-	17.9	30.8	46.2	-	7:30
宿泊業、飲食サービス業		3.7	-	3.7	18.5	74.1	-	7:36
生活関連サービス業、娯楽業		4.5	-	9.1	22.7	50.0	13.6	7:47
教 育、学 習 支 援 業		6.7	3.3	16.7	15.0	56.7	1.7	7:24
医 療、福 祉		21.5	-	12.7	25.3	40.5	-	6:50
複 合 サ ー ビ ス 事 業		-	-	-	-	100.0	-	8:00
サ ー ビ ス 業		4.8	-	16.1	27.4	51.6	-	7:28

(出向社員)

区分		6時間以下	6時間超～6時間半以下	6時間半超～7時間以下	7時間超～7時間半以下	7時間半超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定労働時間
全	年	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成22年	年	2.0	0.3	7.4	31.5	57.6	1.1	7:35
平成23年	年	2.4	0.5	8.9	24.9	62.7	0.5	7:31
(労 組 あ り)		1.7	1.1	10.5	22.1	64.6	-	7:32
30人	～99人	1.8	0.9	8.1	25.2	63.1	0.9	7:36
100人	～499人	2.3	-	12.1	22.0	62.9	0.8	7:31
500人	～999人	2.2	2.2	8.7	28.3	58.7	-	7:33
1000人	以上	3.7	-	4.9	27.2	64.2	-	7:24
建 設 業		-	-	-	10.0	90.0	-	7:53
製 造 業		2.7	-	2.7	11.0	80.8	2.7	7:35
情 報 通 信 業		-	-	11.5	23.1	65.4	-	7:39
運 輸 業、郵 便 業		2.9	2.9	5.7	22.9	65.7	-	7:24
卸 売・小 売 業		4.0	-	5.3	34.7	56.0	-	7:27
金 融 業・保 險 業		-	-	35.3	47.1	17.6	-	7:20
不 動 産 業・物 品 貨 貸 業		-	-	7.1	35.7	57.1	-	7:37
学術研究、専門・技術サービス業		-	-	22.2	16.7	61.1	-	7:32
宿泊業、飲食サービス業		-	-	-	-	100.0	-	7:55
生活関連サービス業、娯楽業		-	-	50.0	25.0	25.0	-	7:22
教 育、学 習 支 援 業		16.7	8.3	16.7	16.7	41.7	-	6:33
医 療、福 祉		5.6	-	11.1	44.4	38.9	-	7:18
複 合 サ ー ビ ス 事 業		-	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業		-	-	10.0	30.0	60.0	-	7:40

(派遣労働者)

区分		6時間以下	6時間超～6時間半以下	6時間半超～7時間以下	7時間超～7時間半以下	7時間半超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定労働時間
全	体	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成22年	人	11.8	0.5	16.5	21.3	49.0	1.0	7:15
平成23年	人	11.3	1.2	13.6	21.5	51.0	1.4	7:17
(労 組 あ り))	10.5	1.2	13.4	22.3	51.8	0.8	7:17
30人～99人	人	11.7	1.7	11.1	18.9	54.4	2.2	7:21
100人～499人	人	9.3	0.5	17.1	23.8	47.7	1.6	7:18
500人～999人	人	5.0	3.3	20.0	25.0	46.7	-	7:24
1000人以上	人	16.4	0.7	9.0	20.1	53.0	0.7	7:09
建 設 業	業	-	-	-	19.2	76.9	3.8	7:49
製 造 業	業	4.6	-	9.9	11.5	71.8	2.3	7:35
情 報 通 信 業	業	2.9	-	11.8	29.4	55.9	-	7:31
運 輸 業、郵 便 業	業	6.3	6.3	12.5	12.5	59.4	3.1	7:31
卸 売、小 売 業	業	16.2	-	9.4	26.5	47.0	0.9	7:09
金 融 業、保 険 業	業	16.0	-	44.0	28.0	12.0	-	6:54
不 動 産 業、物 品 貨 貸 業	業	6.7	-	20.0	40.0	33.3	-	7:16
学術研究、専門・技術サービス業	業	6.3	3.1	15.6	25.0	50.0	-	7:26
宿泊業、飲食サービス業	業	25.0	-	-	25.0	50.0	-	7:20
生活関連サービス業、娯楽業	業	14.3	14.3	28.6	14.3	28.6	-	6:51
教 育、学 習 支 援 業	業	30.6	2.8	25.0	11.1	27.8	2.8	6:29
医 療、福 祉	社	17.2	3.1	10.9	28.1	39.1	1.6	7:09
複 合 サ ー ビ ス 事 業	業	-	-	100.0	-	-	-	7:00
サ ー ビ ス 業	業	11.6	-	16.3	27.9	44.2	-	7:15

(その他：臨時・日雇労働者等)

区分		4時間以下	4時間超～5時間以下	5時間超～6時間以下	6時間超～7時間以下	7時間超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定労働時間
全	体	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成22年	人	28.3	5.2	5.6	11.2	47.2	2.6	6:13
平成23年	人	31.4	5.4	4.4	11.8	43.6	3.4	6:14
(労 組 あ り))	33.3	8.3	2.4	14.3	41.7	-	5:58
30人～99人	人	32.8	3.1	6.3	9.4	40.6	7.8	6:26
100人～499人	人	22.4	5.2	5.2	10.3	53.4	3.4	6:33
500人～999人	人	21.1	5.3	5.3	26.3	42.1	-	6:19
1000人以上	人	41.3	7.9	1.6	11.1	38.1	-	5:42
建 設 業	業	9.1	9.1	-	9.1	63.6	9.1	7:04
製 造 業	業	12.8	-	7.7	5.1	71.8	2.6	6:59
情 報 通 信 業	業	-	-	-	25.0	75.0	-	7:21
運 輸 業、郵 便 業	業	20.0	-	10.0	-	60.0	10.0	6:47
卸 売、小 売 業	業	54.8	9.5	-	11.9	21.4	2.4	5:36
金 融 業、保 険 業	業	25.0	12.5	-	25.0	37.5	-	5:56
不 動 産 業、物 品 貨 貸 業	業	-	33.3	-	33.3	33.3	-	6:30
学術研究、専門・技術サービス業	業	7.7	-	-	30.8	61.5	-	7:07
宿泊業、飲食サービス業	業	-	-	-	-	100.0	-	8:00
生活関連サービス業、娯楽業	業	33.3	-	-	33.3	33.3	-	6:20
教 育、学 習 支 援 業	業	57.9	5.3	10.5	15.8	10.5	-	4:21
医 療、福 祉	社	48.3	6.9	6.9	3.4	24.1	10.3	5:53
複 合 サ ー ビ ス 事 業	業	-	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	業	21.1	5.3	5.3	15.8	52.6	-	6:31

(2) 週所定労働時間

週所定労働時間をみると、「正社員」では、「40時間」が51.3%と最も多く、「40時間」以下の事業所を合わせると全体の95.1%を占めている。また、「パートタイム労働者」では、「30時間以上～32時間未満」が13.7%と最も多く、次いで「20時間以上～22時間未満」が12.6%となっており、32時間未満の合計は、全体の70%近くを占めている。

「平均週所定労働時間」をみると、「正社員」は39時間12分となっており、「パートタイム労働者」26時間59分との差は12時間13分となっている。

企業規模別にみると、「正社員」では、「30人～99人」が39時間26分と最も長く、次いで「100人以上」39時間06分、「100人～499人」39時間02分となっており、「500人～999人」の38時間46分が最も短くなっている。また、「パートタイム労働者」では、「100人～499人」が27時間14分と最も長く、「1000人以上」が26時間22分と最も短くなっている。

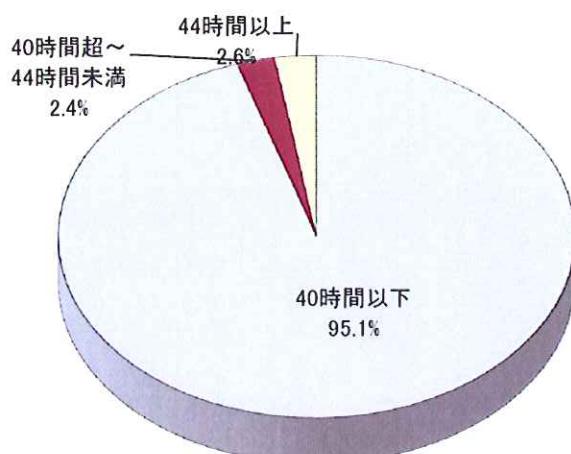
産業分類別にみると、「正社員」では、「宿泊業、飲食サービス業」が40時間42分と最も長く、次いで「運輸業、郵便業」39時間48分となっている。また、「パートタイム労働者」では、「複合サービス事業」が30時間27分と最も長く、次いで「製造業」29時間24分と続いている。

表2-2 週所定労働時間

(正社員)

区分		36時間未満	36時間以上～38時間未満	38時間以上～40時間未満	40時間	40時間超～42時間未満	42時間以上～44時間未満	44時間以上～46時間未満	46時間以上～48時間未満	48時間以上	平均週所定労働時間			
全平	成年	22	休年	5.2	19.1	23.5	45.9	1.1	1.2	1.5	0.1	2.3	39:13	
平	成年	23	年	5.5	17.9	20.4	51.3	0.8	1.6	1.1	0.1	1.3	39:12	
(労組)	あり)	5.9		20.2	26.8	44.1	0.4	1.6	0.6	-	0.4	38:58		
企	30人	～99人	人	6.5	13.2	18.2	53.2	1.4	2.9	1.8	0.2	2.6	39:26	
業	100人	～499人	人	4.7	21.0	23.5	48.7	0.3	0.6	0.6	-	0.5	39:02	
規	500人	～999人	人	5.1	24.2	20.4	49.7	-	0.6	-	-	-	38:46	
模	1000人	以上	人	4.5	20.7	20.2	52.0	0.7	0.5	0.7	0.2	0.5	39:06	
産業分類	建	設	業	4.0	10.1	19.2	56.6	3.0	3.0	2.0	-	2.0	39:29	
	製	造	業	2.5	13.3	29.4	48.5	1.9	2.5	0.8	0.3	0.8	39:21	
	情	報	通	信	6.1	30.5	26.8	36.6	-	-	-	-	38:29	
	運	輸	業	、	郵便業	4.6	8.1	20.2	59.0	1.2	2.3	1.7	-	39:48
	卸	売	・	小売業	2.8	20.6	23.1	48.4	0.5	1.2	1.2	-	39:16	
	金	融	業	・	保険業	22.9	41.7	12.5	20.8	-	2.1	-	-	37:36
	不	動	産	業	、	物	品	貸	業	-	-	-	-	37:56
	学	術	研	究	、	専	門	・	技	術	業	-	-	38:20
	宿	泊	業	、	飲	食	サ	ー	ビ	ス	業	-	-	40:42
	生	活	関	連	サ	ー	ビ	ス	業	-	-	-	-	39:29
	教	育	、	学	習	支	援	業	-	-	-	-	-	39:10
	医	療	、	福	祉	7.5	21.0	17.8	52.9	0.3	0.6	-	-	38:49
	復	合	サ	ー	ビ	ス	事	業	-	-	-	-	-	39:38
	サ	ー	ビ	ス	業	7.5	19.0	17.2	52.9	-	1.7	1.1	-	0.6

図2-2 正社員の週の所定労働時間



(パートタイム労働者)

		区分		16時間未満	16時間以上～18時間未溎	18時間以上～20時間未溎	20時間以上～22時間未溎	22時間以上～24時間未溎	24時間以上～26時間未溎	26時間以上～28時間未溎	28時間以上～30時間未溎	30時間以上～32時間未溎	32時間以上～34時間未溎	34時間以上～36時間未溎	36時間以上～38時間未溎	38時間以上～40時間未溎	40時間以上～42時間未溎	42時間超	平均週所定労働時間			
全		休	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分				
平	成	22年	9.3	3.9	3.4	11.7	3.7	13.4	4.7	4.0	13.4	3.9	10.3	4.6	3.4	9.3	1.0	27:22				
平	成	23年	9.4	5.0	4.8	12.6	3.9	12.3	3.9	4.1	13.7	2.9	9.7	4.7	2.6	9.8	0.6	26:59				
(労	組	あり)	9.2	5.5	5.3	8.8	4.4	12.3	4.8	4.6	12.9	3.7	9.8	5.5	3.7	8.8	0.9	27:13		
企	業規	30人	～	99人	人	10.2	4.4	5.2	12.7	3.1	12.6	3.6	3.1	14.1	3.1	10.5	3.0	3.3	10.2	0.8	27:01	
企	業規	100人	～	499人	人	9.3	5.3	2.6	12.6	5.1	11.5	3.3	5.1	13.2	3.1	8.8	6.0	2.6	11.3	0.2	27:14	
企	業規	500人	～	999人	人	8.8	3.3	8.8	13.2	3.3	7.7	8.8	3.3	13.2	1.1	14.3	8.8	1.1	3.3	1.1	26:39	
企	業規	1000人	以	上	8.1	6.6	6.3	12.2	3.7	14.4	4.1	4.8	13.7	2.6	7.7	5.2	1.5	8.5	0.7	26:22		
産	業分	建	設	業	業	9.4	6.3	3.1	9.4	12.5	12.5	6.3	3.1	3.1	-	3.1	6.3	6.3	18.8	-	27:13	
産	業分	製	造	業	業	5.4	2.5	2.1	10.4	2.1	10.0	4.1	2.9	18.7	5.0	14.9	6.6	3.7	10.4	1.2	29:24	
産	業分	情	報	通	信	業	7.7	-	15.4	19.2	7.7	7.7	3.8	3.8	11.5	3.8	7.7	7.7	3.8	-	-	25:15
産	業分	運	輸	業	、郵便業	業	7.8	7.8	4.9	3.9	3.9	16.7	4.9	6.9	13.7	1.0	7.8	2.9	1.0	16.7	-	27:47
産	業分	卸	売	・	小売業	業	9.9	3.9	5.9	10.9	2.6	15.5	5.6	5.6	11.8	3.6	9.5	5.3	2.3	6.9	0.7	26:49
産	業分	金融業	・	保険業	業	3.4	10.3	-	6.9	6.9	17.2	-	3.4	17.2	3.4	17.2	6.9	3.4	3.4	-	27:51	
不	動産業	不動産業	、	物品賃貸業	業	-	-	10.5	10.5	5.3	21.1	-	-	21.1	-	15.8	10.5	-	5.3	-	28:23	
学	術研究、専門・技術サービス業	4.2	8.3	4.2	12.5	4.2	8.3	4.2	-	29.2	-	12.5	8.3	-	4.2	-	-	27:23				
宿	泊業	宿泊業	、	飲食サービス業	業	10.3	6.2	8.2	24.7	4.1	8.2	2.1	6.2	9.3	3.1	4.1	1.0	2.1	7.2	3.1	25:39	
生	活関連サービス業、娯楽業	11.5	9.6	-	19.2	1.9	7.7	1.9	-	23.1	1.9	5.8	1.9	1.9	13.5	-	-	26:07				
教	育、学習支援業	30.3	3.9	6.6	5.3	1.3	15.8	-	2.6	14.5	2.6	6.6	-	-	10.5	-	-	22:38				
医	療、福祉	10.1	5.5	5.8	15.0	5.2	10.1	3.1	4.0	13.5	1.8	7.4	4.3	3.4	10.4	0.3	-	26:14				
複	合サードパーティ事業	-	-	-	14.3	-	21.4	7.1	-	7.1	7.1	21.4	7.1	-	14.3	-	-	30:27				
サ	ー	一	ビ	ス	業	6.4	7.3	1.8	15.5	5.5	11.8	6.4	3.6	6.4	2.7	13.6	5.5	2.7	10.9	-	27:27	

(嘱託社員)

		区分		36時間未満	36時間以上～38時間未満	38時間以上～40時間未満	40時間	40時間超～42時間未満	42時間以上～44時間未満	44時間以上～46時間未満	46時間以上～48時間未満	48時間以上	平均週所定労働時間				
全		休	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分				
平	成	22年	21.4	23.3	23.4	28.8	0.8	1.0	0.7	0.1	0.5	-	36:25				
平	成	23年	19.6	20.3	22.8	35.8	0.3	0.9	0.1	-	-	-	36:41				
(労	組	あり)	15.7	21.7	26.4	35.2	-	1.0	-	-	37:31				
企	業規	30人	～	99人	人	26.9	13.8	21.5	35.0	0.7	1.7	0.3	-	-	-	35:22	
企	業規	100人	～	499人	人	16.0	25.2	24.5	33.3	0.3	0.6	-	-	-	-	37:18	
企	業規	500人	～	999人	人	9.6	26.0	24.7	39.7	-	-	-	-	-	-	38:23	
企	業規	1000人	以	上	18.0	20.2	21.3	39.9	-	0.5	-	-	-	-	-	37:06	
産	業分	建	設	業	業	11.9	9.5	28.6	45.2	-	2.4	2.4	-	-	-	38:04	
産	業分	製	造	業	業	11.2	14.8	30.6	40.3	0.5	2.6	-	-	-	-	37:43	
産	業分	情	報	通	信	業	26.7	26.7	23.3	23.3	-	-	-	-	-	36:35	
産	業分	運	輸	業	、郵便業	業	15.0	10.0	23.8	50.0	1.3	-	-	-	-	37:34	
産	業分	卸	売	・	小売業	業	12.1	27.4	23.2	36.3	0.5	0.5	-	-	-	37:36	
金	融業	金融業	・	保険業	業	51.9	33.3	7.4	7.4	-	-	-	-	-	-	34:07	
不	動産業	不動産業	、	物品賃貸業	業	19.0	33.3	28.6	19.0	-	-	-	-	-	-	36:43	
学	術研究、専門・技術サービス業	27.3	29.5	22.7	18.2	-	-	2.3	-	-	-	-	-	-	-	35:38	
宿	泊業	宿泊業	、	飲食サービス業	業	7.7	-	23.1	69.2	-	-	-	-	-	-	38:00	
生	活関連サービス業、娯楽業	6.7	26.7	13.3	53.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38:01	
教	育、学習支援業	32.4	13.5	13.5	40.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36:38	
医	療、福祉	33.9	23.9	14.7	27.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33:33	
複	合サードパーティ事業	-	28.6	-	71.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39:17	
サ	ー	一	ビ	ス	業	33.3	16.7	21.7	28.3	-	-	-	-	-	-	-	35:08

(契約社員)

区分			36時間未満	36時間以上～38時間未満	38時間以上～40時間未満	40時間	40時間超～42時間未満	42時間以上～44時間未満	44時間以上～46時間未満	46時間以上～48時間未満	48時間以上	平均週所定労働時間
全平成年(労組あり)	休年	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成年	22年	14.7	20.5	22.8	38.7	0.9	1.0	0.6	0.1	0.7	37:01	
平成年	23年	16.9	18.0	18.9	44.5	0.1	0.6	0.6	-	0.4	37:01	
企業規模	30人～99人	26.7	13.4	14.9	42.1	-	1.0	0.5	-	1.5	35:25	
	100人～499人	13.7	19.3	21.9	43.8	0.4	0.4	0.4	-	-	37:34	
	500人～999人	12.3	28.8	16.4	42.5	-	-	-	-	-	37:40	
	1000人以上	12.0	17.3	20.4	48.7	-	0.5	1.0	-	-	37:47	
産業分類	建設業	-	23.1	11.5	61.5	-	-	3.8	-	-	39:24	
	製造業	10.0	14.0	36.0	39.0	-	-	-	-	1.0	37:45	
	情報通信業	16.1	32.3	29.0	22.6	-	-	-	-	-	37:16	
	運輸業、郵便業	18.2	5.5	20.0	50.9	1.8	1.8	-	-	1.8	37:23	
	卸売・小売業	10.8	19.1	21.7	47.1	-	0.6	-	-	0.6	38:13	
	金融業・保険業	42.1	26.3	10.5	15.8	-	-	5.3	-	-	35:16	
	不動産業、物品賃貸業	20.0	33.3	20.0	26.7	-	-	-	-	-	37:18	
	学術研究、専門・技術サービス業	25.6	33.3	5.1	35.9	-	-	-	-	-	36:39	
	宿泊業、飲食サービス業	3.7	11.1	7.4	77.8	-	-	-	-	-	38:26	
	生活関連サービス業、娯楽業	18.2	9.1	-	59.1	-	4.5	9.1	-	-	39:12	
	教育、学習支援業	21.3	14.8	18.0	45.9	-	-	-	-	-	36:03	
	医療、福祉	29.5	14.1	14.1	42.3	-	-	-	-	-	32:49	
	複合サービス事業	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	40:00	
	サービス業	22.6	24.2	12.9	38.7	-	1.6	-	-	-	36:33	

(出向社員)

区分			36時間未満	36時間以上～38時間未満	38時間以上～40時間未満	40時間	40時間超～42時間未満	42時間以上～44時間未満	44時間以上～46時間未満	46時間以上～48時間未満	48時間以上	平均週所定労働時間
全平成年(労組あり)	休年	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成年	22年	9.7	27.8	32.1	27.8	0.9	0.9	0.6	0.3	-	-	38:00
平成年	23年	11.4	23.6	30.7	33.2	0.3	-	0.3	-	0.5	-	37:27
企業規模	30人～99人	11.6	24.1	29.5	33.0	0.9	-	-	-	0.9	-	37:25
	100人～499人	12.9	22.7	30.3	32.6	-	-	0.8	-	0.8	-	37:46
	500人～999人	4.4	26.7	28.9	40.0	-	-	-	-	-	-	38:01
	1000人以上	12.7	22.8	34.2	30.4	-	-	-	-	-	-	36:37
産業分類	建設業	-	10.0	25.0	65.0	-	-	-	-	-	-	39:23
	製造業	6.8	19.2	32.9	37.0	1.4	-	1.4	-	1.4	-	37:39
	情報通信業	11.5	23.1	38.5	26.9	-	-	-	-	-	-	38:16
	運輸業、郵便業	8.6	22.9	37.1	31.4	-	-	-	-	-	-	37:26
	卸売・小売業	9.2	30.3	34.2	25.0	-	-	-	-	1.3	-	37:26
	金融業・保険業	53.8	30.8	15.4	-	-	-	-	-	-	-	33:59
	不動産業、物品賃貸業	7.1	35.7	35.7	21.4	-	-	-	-	-	-	38:05
	学術研究、専門・技術サービス業	22.2	27.8	33.3	16.7	-	-	-	-	-	-	37:40
	宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	40:00
	生活関連サービス業、娯楽業	25.0	-	-	75.0	-	-	-	-	-	-	38:45
	教育、学習支援業	30.8	7.7	30.8	30.8	-	-	-	-	-	-	30:46
	医療、福祉	16.7	27.8	27.8	27.8	-	-	-	-	-	-	37:00
	複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス業	8.0	28.0	26.0	38.0	-	-	-	-	-	-	38:00

(派遣労働者)

区分			36時間未満	36時間以上～38時間未満	38時間以上～40時間未満	40時間	40時間超～42時間未満	42時間以上～44時間未満	44時間以上～46時間未満	46時間以上～48時間未満	48時間以上	平均週所定労働時間
全平成年	22	休年	%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成年	23		28.7	21.0	21.5	27.4	0.2	0.2	0.5	-	0.6	35:39
(労組あり)			25.6	21.5	30.1	21.5	0.4	0.4	0.4	-	0.5	35:45
企業規模	30人	～99人	25.7	17.3	19.6	34.1	1.1	-	0.6	-	1.7	35:39
	100人	～499人	28.1	23.4	19.8	27.6	0.5	0.5	-	-	-	36:02
	500人	～999人	16.9	25.4	22.0	35.6	-	-	-	-	-	37:32
	1000人以上	以	31.6	20.3	24.8	22.6	0.8	-	-	-	-	34:42
産業分類	建設業		7.7	26.9	19.2	42.3	3.8	-	-	-	-	38:25
	製造業		14.6	16.9	31.5	33.8	0.8	0.8	-	-	1.5	37:52
	情報通信業		14.7	29.4	29.4	26.5	-	-	-	-	-	37:17
	運輸業、郵便業		21.9	9.4	28.1	34.4	3.1	-	-	-	3.1	37:46
	卸売・小売業		27.4	24.8	23.9	23.1	0.9	-	-	-	-	35:18
	金融業・保険業		65.2	30.4	4.3	-	-	-	-	-	-	31:50
	不動産業、物品賃貸業		46.7	20.0	13.3	20.0	-	-	-	-	-	35:15
	学術研究、専門・技術サービス業		25.0	25.0	25.0	25.0	-	-	-	-	-	36:56
	宿泊業、飲食サービス業		25.0	-	25.0	50.0	-	-	-	-	-	35:30
	生活関連サービス業、娯楽業		71.4	14.3	14.3	-	-	-	-	-	-	30:04
	教育、学習支援業		47.2	11.1	13.9	27.8	-	-	-	-	-	31:47
	医療、福祉		36.5	17.5	7.9	38.1	-	-	-	-	-	33:00
	複合サービス事業		100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	35:00
	サードパーティス	業	23.3	30.2	7.0	37.2	-	-	-	2.3	-	36:02

(その他：臨時・日雇労働者等)

区分			16時間未満	16時間以上～18時間未満	18時間以上～20時間未満	20時間以上～22時間未満	22時間以上～24時間未満	24時間以上～26時間未満	26時間以上～28時間未満	28時間以上～30時間未満	30時間以上～32時間未満	32時間以上～34時間未満	34時間以上～36時間未満	36時間以上～38時間未満	38時間以上～40時間未満	40時間以上～42時間未満	42時間	平均週所定労働時間
全平成年	22	休年	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分	
平成年	23		20.3	10.3	1.3	4.7	2.2	3.4	0.4	0.4	2.6	1.7	3.9	11.2	13.4	20.7	3.4	28:16
(労組あり)			24.4	10.9	1.5	5.0	0.5	4.5	-	1.5	1.0	2.5	5.5	9.5	8.5	21.9	3.0	27:05
企業規模	30人	～99人	17.6	16.5	1.2	7.1	-	5.9	-	-	3.5	7.1	4.7	16.5	20.0	-	-	27:29
	100人	～499人	17.9	7.1	1.8	3.6	-	5.4	-	1.8	3.6	3.6	5.4	12.5	16.1	19.6	1.8	29:02
	500人	～999人	21.1	15.8	-	-	-	10.5	-	-	5.3	10.5	-	-	36.8	-	-	26:50
	1000人以上	以	23.8	22.2	1.6	6.3	1.6	1.6	-	-	1.6	6.3	4.8	9.5	20.6	-	-	24:41
産業分類	建設業		18.2	9.1	-	-	-	9.1	-	-	-	9.1	18.2	9.1	18.2	9.1	-	31:09
	製造業		10.5	2.6	-	2.6	-	2.6	-	2.6	2.6	2.6	5.3	5.3	21.1	39.5	2.6	33:33
	情報通信業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	25.0	50.0	25.0	-	-	-	36:47
	運輸業、郵便業		22.2	11.1	-	-	-	11.1	-	11.1	-	-	-	-	11.1	22.2	11.1	28:35
	卸売・小売業		21.4	28.6	2.4	9.5	-	2.4	-	-	2.4	2.4	9.5	2.4	16.7	2.4	-	25:20
	金融業・保険業		37.5	12.5	-	-	-	-	-	-	12.5	-	12.5	-	25.0	-	-	25:37
	不動産業、物品賃貸業		33.3	-	-	-	-	-	-	-	33.3	-	-	-	33.3	-	-	28:00
	学術研究、専門・技術サービス業		7.7	-	-	-	-	7.7	-	-	-	30.8	30.8	15.4	7.7	-	-	34:11
	宿泊業、飲食サービス業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	40:00
	生活関連サービス業、娯楽業		33.3	-	-	-	33.3	-	-	-	-	-	-	-	33.3	-	-	23:35
	教育、学習支援業		57.9	10.5	-	10.5	-	10.5	-	-	5.3	-	-	5.3	-	-	-	13:32
	医療、福祉		39.3	14.3	3.6	7.1	-	3.6	-	-	3.6	-	7.1	7.1	14.3	-	-	20:45
	複合サービス事業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サードパーティス	業	21.1	-	5.3	5.3	-	5.3	-	5.3	5.3	-	5.3	10.5	-	26.3	10.5	29:16

(3) 年間所定労働時間

年間所定労働時間についてみると、「正社員」は1890時間07分となっており、「パートタイム労働者」は1356時間03分となっている。「正社員」の年間所定労働時間の内訳をみると、「2000時間以上～2100時間未満」の割合が30.3%と最も高く、「1900時間以上～2000時間未満」29.1%、「1800時間以上～1900時間未満」21.6%の順となっている。

企業規模別にみると、「正社員」では、「30人～99人」が1931時間53分と最も長く、最も短い「500人～999人」の1847時間15分との差は84時間38分となっている。また、「パートタイム労働者」では「100人～499人」が1403時間49分と最も長く、最も短い「1000人以上」の1307時間57分との差は95時間52分となっている。

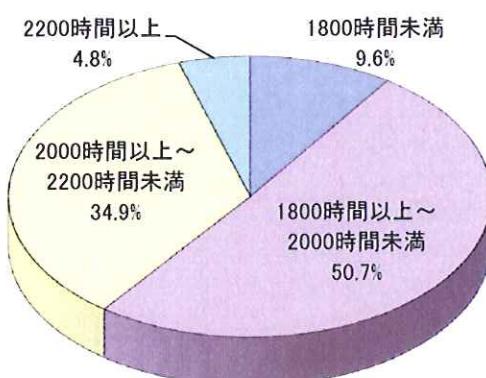
産業分類別にみると、「正社員」では、「生活関連サービス業、娯楽業」が2083時間39分と最も長く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」2072時間44分、「運輸業、郵便業」1969時間39分の順となっている。また、「パートタイム労働者」では、「製造業」が1490時間35分と最も長く、次いで「建設業」1488時間19分、「複合サービス事業」1449時間32分の順となっている。

表2-3 年間所定労働時間

(正社員)

		区 分	1600 時間 未満	1600 時間 以上 ～	1700 時間 以上 ～	1800 時間 以上 ～	1900 時間 以上 ～	2000 時間 以上 ～	2100 時間 以上 ～	2200 時間 以上 ～	2300 時間 以上 ～	2400 時間 以上 ～	2500 時間 以上	平均年間 所定労働 時間									
				1700 時間 未満	1800 時間 未満	1900 時間 未満	2000 時間 未満	2100 時間 未満	2200 時間 未満	2300 時間 未満	2400 時間 未満	2500 時間 未満											
全	体		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分									
平	成	22	年	0.3	2.3	7.9	22.1	30.5	26.5	4.7	2.0	1.9	0.9	0.8	1963:41								
平	成	23	年	1.8	1.9	5.9	21.6	29.1	30.3	4.6	1.8	1.2	0.7	1.1	1890:07								
(労	組	あ	り)		2.5	1.7	7.3	26.6	34.7	21.2	3.0	0.8	1.0	0.8	1860:39						
企	業	30 人 100 人 500 人 1000 人	～ ～ ～ 以 上	99 人 499 人 999 人 人	2.5	2.3	5.1	15.6	25.4	35.4	6.9	2.4	2.0	1.0	1.4	1931:53							
規	模				0.6	2.0	6.8	25.3	30.5	27.5	4.1	1.1	0.6	0.3	1.3	1874:32							
					2.5	3.2	8.3	24.2	33.1	26.1	0.6	1.3	-	0.6	-	1847:15							
					1.9	0.2	5.5	27.6	33.5	25.4	2.1	1.7	1.0	0.5	0.7	1849:08							
産業分類	建	設	業	2.0	-	5.1	15.2	43.4	25.3	3.0	4.0	-	1.0	1.0	1908:38								
	製	造	業	0.8	0.6	1.7	21.4	35.6	32.8	4.7	1.7	0.8	-	-	1891:57								
	情	報	通	-	2.4	15.9	45.1	31.7	4.9	-	-	-	-	-	1804:08								
	運	輸	業	、	郵	便	業	1.2	1.7	3.5	10.5	28.5	37.2	7.6	4.1	1.2	3.5	1969:39					
	卸	売	・	小	売	業	3.3	0.7	5.1	21.7	31.0	29.4	3.3	1.4	1.6	0.7	1.9	1876:30					
	金	融	業	・	保	険	業	7.7	3.8	23.1	46.2	17.3	1.9	-	-	-	-	1758:10					
	不	動	産	業	、	物	品	-	5.7	11.4	34.3	28.6	17.1	2.9	-	-	-	1833:42					
	学	術	研	究	、	專	門	・	技	術	サ	ー	-	-	-	-	1757:45						
	宿	泊	業	、	飲	食	サ	ー	ビ	ス	業	3.7	-	1.9	2.8	13.0	51.9	6.5	3.7	4.6	5.6	2072:44	
	生	活	関	連	サ	ー	ビ	ス	業	、	娛	樂	業	-	1.6	-	15.9	28.6	42.9	3.2	4.8	1.6	2083:39
	教	育	、	学	習	支	援	業	4.1	7.2	10.3	13.4	26.8	25.8	9.3	-	3.1	-	-	-	1885:59		
	医	療	、	福	祉	業	0.3	2.3	4.6	21.7	24.3	36.7	7.2	0.9	0.9	0.9	0.3	-	-	-	1868:57		
	複	合	サ	ー	ビ	ス	事	業	-	-	-	14.3	85.7	-	-	-	-	-	-	-	1834:11		
	サ	一	ビ	ス	業	0.6	2.9	9.2	26.6	27.2	27.7	3.5	0.6	1.7	-	-	-	-	-	-	1874:24		

図2-3 正社員の年間所定労働時間



(パートタイム労働者)

区分		800時間未満	800時間以上～1000時間未満	1000時間以上～1100時間未満	1100時間以上～1200時間未満	1200時間以上～1300時間未満	1300時間以上～1400時間未満	1400時間以上～1500時間未満	1500時間以上～1600時間未満	1600時間以上～1700時間未満	1700時間以上～1900時間未満	1900時間以上	平均年間所定労働時間										
			%	%	%	%	%	%	%	%	%	%											
全	体	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分										
平	成	22	年	9.4	12.2	5.7	7.4	9.4	6.5	9.5	7.6	7.1	13.5	11.6	1369:29								
平	成	23	年	10.5	11.4	8.8	7.2	8.7	7.1	10.1	6.8	4.6	12.6	12.3	1356:03								
(労	組	あ	り)	10.2	12.2	7.2	7.0	9.5	7.4	9.3	6.8	4.1	13.3	13.1	1392:51						
企業規模	30人	～	99人	人	11.7	10.7	7.8	7.6	9.4	6.3	10.1	6.9	4.8	11.6	13.1	1351:31							
	100人	～	499人	人	9.4	11.0	8.7	6.6	7.5	7.3	10.6	6.8	4.2	15.0	12.9	1403:49							
	500人	～	999人	人	8.9	7.8	15.6	12.2	2.2	11.1	5.6	5.6	12.2	10.0	8.9	1347:23							
	1000人	以	上		10.0	14.9	9.2	5.4	11.1	7.3	10.7	6.9	1.9	11.9	10.7	1307:57							
産業分類	建	設	業	業	6.9	10.3	3.4	6.9	10.3	3.4	10.3	3.4	3.4	17.2	24.1	1488:19							
	製	造	業	業	5.6	8.5	5.6	3.4	7.7	7.3	11.1	9.0	9.0	16.2	16.7	1490:35							
	情	報	通	信	業	12.5	16.7	16.7	8.3	8.3	8.3	4.2	8.3	8.3	8.3	-	1211:15						
	運	輸	業	、	郵便業	8.2	7.2	6.2	11.3	8.2	12.4	9.3	8.2	3.1	12.4	13.4	1399:10						
	卸	売	・	小売業	9.0	12.1	9.7	6.2	10.0	7.9	8.3	8.6	4.8	12.4	11.0	1382:25							
	金	融	業	・	保険業	7.1	21.4	7.1	3.6	7.1	-	14.3	7.1	7.1	21.4	3.6	1313:08						
	不	動	産	業	、	物	品	貸	業	-	13.3	13.3	6.7	-	6.7	6.7	13.3	1368:00					
	学	術	研	究	、	専	門	・	技術	サ	ー	ビ	ス	業	-	1211:15							
	宿	泊	業	、	飲	食	サ	ー	ビ	ス	業	14.9	13.8	25.3	4.6	8.0	3.4	10.3	2.3	1.1	4.6	11.5	1211:15
	生	活	関	連	サ	ー	ビ	ス	業	8.7	17.4	2.2	10.9	4.3	4.3	4.3	19.6	2.2	15.2	10.9	1376:23		
	教	育	、	学	習	支	援	業	31.0	7.0	4.2	12.7	9.9	4.2	11.3	2.8	2.8	2.8	11.3	1211:38			
	医	療	、	福	祉	13.7	11.8	9.9	7.3	8.3	6.4	10.2	6.4	3.5	10.2	12.4	1310:39						
	複	合	サ	ー	ビ	ス	事	業	-	14.3	-	14.3	14.3	7.1	7.1	-	-	35.7	7.1	1449:32			
	サ	ー	ビ	ス	業	8.3	12.8	6.4	11.0	8.3	9.2	11.0	0.9	1.8	19.3	11.0	1372:51						

(4) 年間超過実労働時間

「正社員」と「パートタイム労働者」を合わせた常用労働者の年間超過実労働時間(平均)は127時間36分と、前年の112時間57分に比べ、14時間39分長くなっている。

これを企業規模別にみると、「1000人以上」が142時間01分と最も長く、次いで「100人～499人」が129時間26分となっている。

産業分類別にみると、「建設業」が215時間03分と最も長く、「運輸業、郵便業」の211時間47分と続き、「教育、学習支援業」が60時間10分と最も短くなっている。

表2-4 年間超過実労働時間

区分		残業無し	50時間未満	50時間以上～100時間未満	100時間以上～200時間未満	200時間以上～300時間未満	300時間以上～400時間未満	400時間以上～500時間未満	500時間以上	平均年間超過実労働時間
全	休	%	%	%	%	%	%	%	%	時間
平	成 22 年	33.0	21.9	9.7	13.1	9.2	6.3	3.2	3.7	112:57
平	成 23 年	32.2	21.5	9.2	12.6	9.6	6.5	3.5	4.9	127:36
(労 組 あ り))	26.3	21.8	9.8	14.2	11.4	7.5	4.0	4.9	136:55
企	30人～99人	40.0	19.9	8.4	11.2	8.2	4.9	2.9	4.4	112:42
業	100人～499人	32.0	23.3	8.7	11.9	8.6	7.0	3.3	5.2	129:26
規	500人～999人	25.6	22.4	11.6	15.6	10.0	7.2	3.7	3.9	126:10
模	1000人以上	26.3	20.8	9.9	14.0	12.2	7.2	4.2	5.5	142:01
建	設業	23.1	11.2	6.4	13.2	13.9	12.4	8.7	11.1	215:03
製	造業	27.2	17.6	8.2	15.5	13.7	8.8	5.3	3.8	146:00
情	報通信業	19.2	11.2	9.2	15.7	15.5	11.0	7.3	10.9	211:31
運	輸業、郵便業	22.3	16.6	7.8	13.2	11.0	9.2	6.0	14.0	211:47
卸	売・小売業	35.4	22.9	9.1	12.3	9.9	5.2	1.9	3.4	105:45
金	融業・保険業	27.5	16.3	11.0	16.7	14.0	8.5	4.4	1.7	127:54
不	動産業、物品賃貸業	24.1	27.3	10.3	15.4	12.3	4.0	2.4	4.3	115:11
學	術研究、専門・技術サービス業	24.7	11.9	9.4	16.7	12.0	13.5	4.8	6.9	179:49
宿	泊業、飲食サービス業	47.9	16.2	7.2	9.9	8.7	5.5	2.3	2.3	90:44
生	活関連サービス業、娯楽業	37.7	19.4	12.4	12.6	7.0	5.9	2.1	2.8	113:56
教	育、学習支援業	54.0	18.3	8.1	8.5	6.8	2.7	0.7	0.8	60:10
医	療、福祉	36.6	36.2	11.2	8.7	3.1	1.7	0.3	2.0	70:43
複	合サービス事業	12.0	45.0	19.0	14.0	6.0	1.0	2.0	1.0	73:17
サ	ー ビ ス業	31.8	18.9	9.1	13.9	7.6	6.7	5.0	7.0	139:51

図2-4 産業分類別年間超過実労働時間

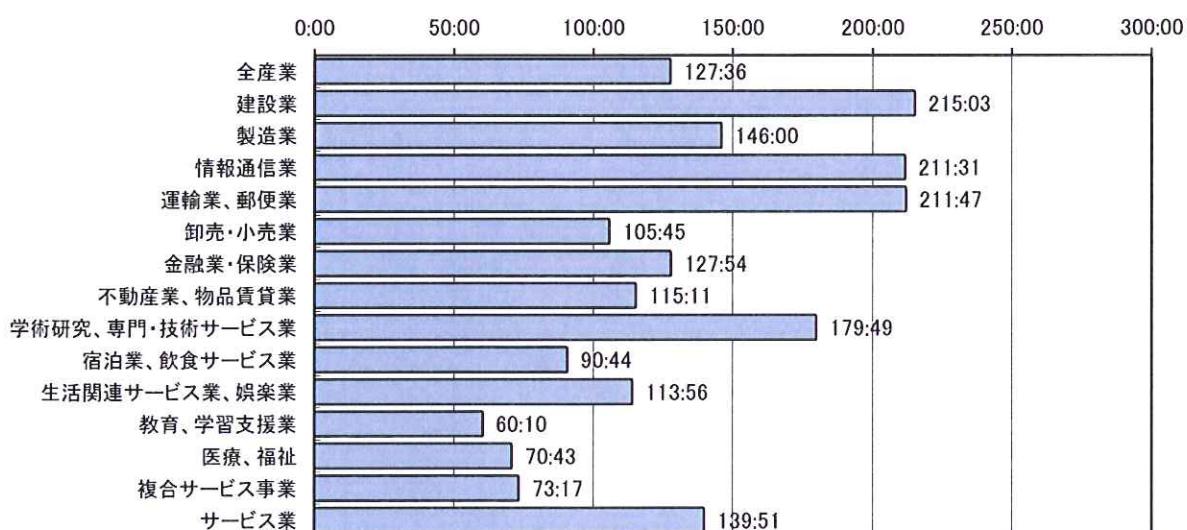


表2-5 就業形態別年間超過実労働時間

区分	残業無し	50時間未満	50時間以上～100時間未満	100時間以上～200時間未満	200時間以上～300時間未満	300時間以上～400時間未満	400時間以上～500時間未満	500時間以上	平均年間超過実労働時間
全休	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成22年	33.0	21.9	9.7	13.1	9.2	6.3	3.2	3.7	112:57
平成23年	32.2	21.5	9.2	12.6	9.6	6.5	3.5	4.9	127:36
(労組あり)	26.3	21.8	9.8	14.2	11.4	7.5	4.0	4.9	136:55
正社員	23.2	20.7	10.3	15.1	12.1	8.1	4.4	6.1	156:03
パートタイム労働者	61.0	24.2	5.8	4.7	1.7	1.1	0.4	1.1	37:14

(5) 年間総実労働時間

年間総実労働時間は、「正社員」が2046時間10分となっており、「パートタイム労働者は」1413時間18分となっている。

企業規模別にみると、「正社員」では、「30人～99人」が2069時間36分と最も長く、最も短い「500人～999人」2001時間36分との差は68時間となっている。また、「パートタイム労働者」では、「100人～499人」が1451時間34分と最も長く、最も短い「1000人以上」の1344時間43分との差は106時間51分となっている。

産業分類別にみると、「正社員」では、「宿泊業、飲食サービス業」が2234時間09分と最も長く、最も短い「金融業・保険業」の1908時間02分との差は326時間06分となっている。また、「パートタイム労働者」では、「建設業」が1784時間39分と最も長く、最も短い「教育、学習支援業」の1105時間11分との差は679時間27分となっている。

表2-6 年間総実労働時間

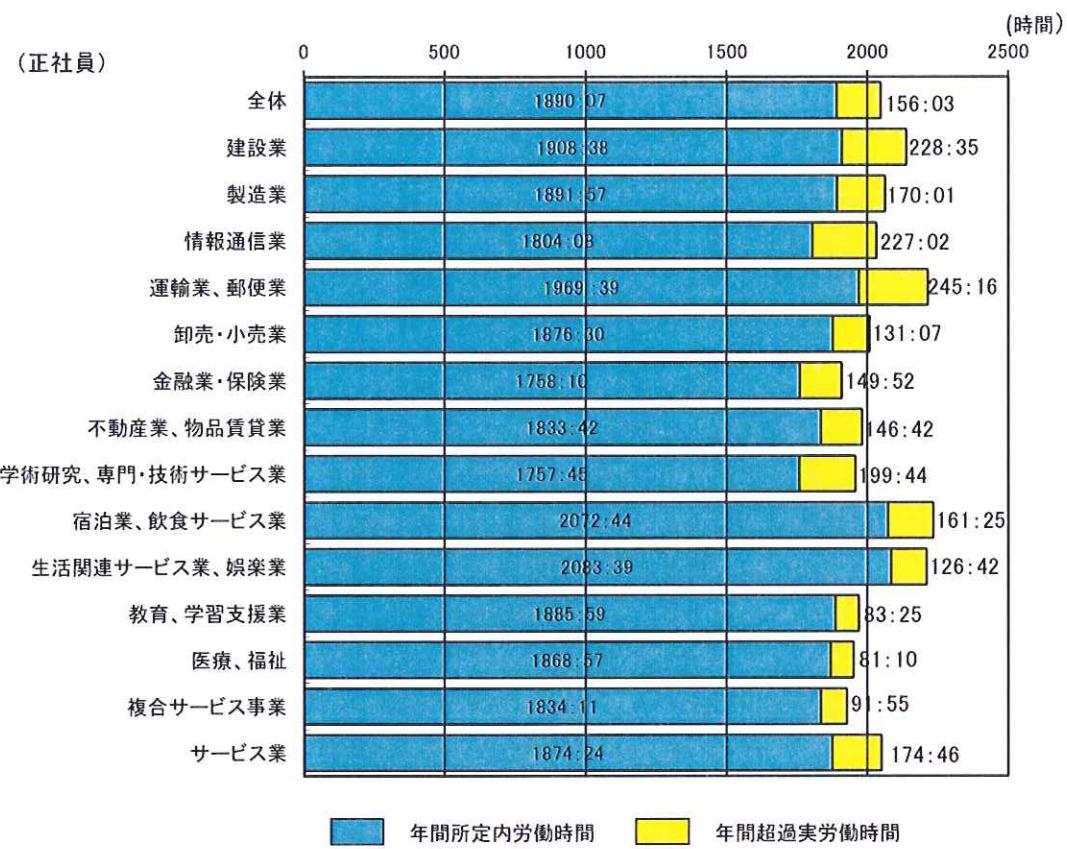
(正社員)

区分		事業所数	1日の所定労働時間	年間休日数	有給休暇取得日数	年間所定内労働時間	年間超過実労働時間	年間総実労働時間
全平	成年	22	件	時間：分	日	時間：分	時間：分	時間：分
平	成年	23	2,068	7:43	110.8	8.28	1897:49	138:30
(労 組 あ り)		712		7:46	113.4	8.20	1890:07	156:03
企	30人	～99人	893	7:45	108.5	7.20	1931:53	137:43
業	100人	～499人	643	7:44	114.6	8.01	1874:32	156:58
規	500人	～999人	158	7:40	116.1	7.95	1847:15	154:21
模	1000人	以上	426	7:52	121.0	8.93	1849:08	175:09
建	設	業	100	7:48	112.9	7.40	1908:38	228:35
製	造	業	363	7:49	113.5	9.47	1891:57	170:01
情	報	通 信 業	82	7:41	121.4	8.77	1804:08	227:02
運	輸	業 、 郵 便 業	173	7:56	105.7	11.01	1969:39	245:16
卸	売	・ 小 売 業	435	7:47	117.1	6.82	1876:30	131:07
金	融	業 、 保 險 業	55	7:30	123.8	6.73	1758:10	149:52
不	動	産 業 、 物 品 貸 貸 業	35	7:35	114.7	8.45	1833:42	146:42
業	分	研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	68	7:39	126.9	8.37	1757:45	199:44
分	類	宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	109	8:01	101.4	5.03	2072:44	161:25
产	生	活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	65	8:00	100.2	4.33	2083:39	126:42
教	育	、 学 習 支 援 業	98	7:42	114.5	5.57	1885:59	83:25
医	療	、 福 祉	349	7:39	112.5	8.21	1868:57	81:10
複	合	サ ー ビ ス 事 業	14	7:55	121.6	11.67	1834:11	91:55
サ	一	ビ ス 業	174	7:40	112.8	7.68	1874:24	174:46
								2049:10

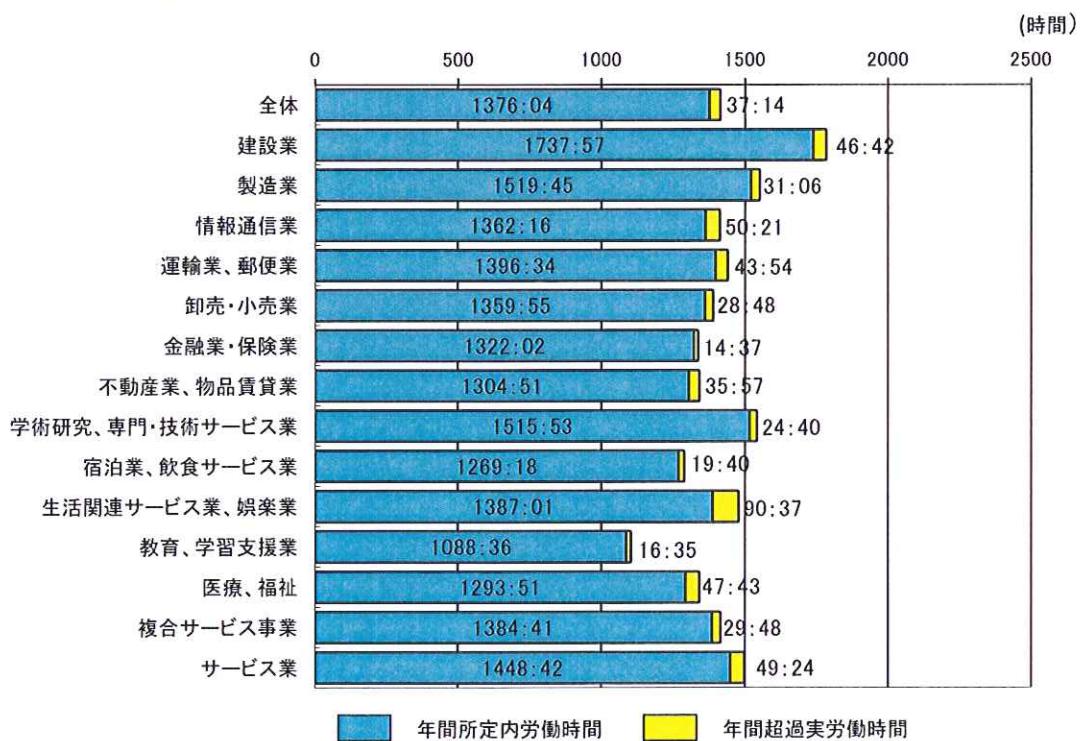
(パートタイム労働者)

区分		事業所数	1日の所定労働時間	年間休日数	有給休暇取得日数	年間所定内労働時間	年間超過実労働時間	年間総実労働時間
全平	成年	22	件	時間：分	日	時間：分	時間：分	時間：分
平	成年	23	1,430	5:51	133.0	7.27	1314:25	29:58
(労 組 あ り)		549		5:49	122.4	6.03	1376:04	37:14
企	30人	～99人	721	5:46	119.8	6.07	1379:05	35:42
業	100人	～499人	524	5:57	123.8	4.74	1406:49	44:45
規	500人	～999人	112	5:54	124.4	4.86	1391:03	26:57
模	1000人	以上	331	5:39	125.1	7.61	1312:18	32:25
建	設	業	57	6:31	92.6	5.67	1737:57	46:42
製	造	業	299	6:01	108.6	3.79	1519:45	31:06
情	報	通 信 業	35	5:58	126.8	9.93	1362:16	50:21
運	輸	業 、 郵 便 業	122	5:43	112.8	7.94	1396:34	43:54
卸	売	・ 小 売 業	343	5:38	115.4	8.18	1359:55	28:48
金	融	業 、 保 險 業	37	6:09	139.0	11.04	1322:02	14:37
不	動	産 業 、 物 品 貸 貸 業	21	6:05	143.4	7.15	1304:51	35:57
業	分	研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	31	6:18	119.4	4.97	1515:53	24:40
分	類	宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	103	5:38	136.2	3.44	1269:18	19:40
产	生	活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	58	5:54	125.8	4.12	1387:01	90:37
教	育	、 学 習 支 援 業	90	5:14	152.1	4.91	1088:36	16:35
医	療	、 福 祉	342	5:47	136.1	5.23	1293:51	47:43
複	合	サ ー ビ ス 事 業	14	6:20	136.9	9.51	1384:41	29:48
サ	一	ビ ス 業	136	6:01	117.4	6.84	1448:42	49:24
								1498:06

図2-5 産業分類別年間実労働時間



(パートタイム労働者)



(6) 変形労働時間

変形労働時間の導入について、「ある」とした事業所は58.2%、「ない」は41.8%となっている。「ある」とした事業所についてみると、企業規模別では、「1000人以上」が67.0%と最も高く、次いで「500人～999人」63.9%、「100人～499人」57.9%、「30人～99人」53.3%となっており、企業規模が大きくなるほど導入率が高くなっている。

産業分類別では、「複合サービス事業」が85.7%と最も高く、次いで「運輸業、郵便業」69.5%、「宿泊業、飲食サービス業」67.0%の順に導入率が高くなっている。

「正社員」以外の導入状況では、「パートタイム労働者」が50.9%と最も高く、次いで「契約社員」48.9%の順となっている。

表2-7 変形労働時間導入状況

区分			集計事業所数	ある	ない
全体			件	%	%
平成22年			2,072	55.1	44.9
平成23年			2,134	58.2	41.8
(労組あり)			713	63.0	37.0
企業規模	30人～99人	人	903	53.3	46.7
	100人～499人	人	646	57.9	42.1
	500人～999人	人	158	63.9	36.1
	1000人以上	人	427	67.0	33.0
産業分類	建設業	業	100	46.0	54.0
	製造業	業	364	57.1	42.9
	情報通信業	業	82	53.7	46.3
	運輸業、郵便業	業	174	69.5	30.5
	卸売・小売業	業	439	60.4	39.6
	金融業・保険業	業	55	38.2	61.8
	不動産業、物品貿易業	業	35	34.3	65.7
	学術研究、専門・技術サービス業	業	68	41.2	58.8
	宿泊業、飲食サービス業	業	109	67.0	33.0
	生活関連サービス業、娯楽業	業	66	59.1	40.9
	教育、学習支援業	業	98	52.0	48.0
	医療、福祉	業	349	65.0	35.0
	複合サービス事業	業	14	85.7	14.3
サービス業			181	52.5	47.5

表2-8 正社員以外の導入状況

区分			集計事業所数	正社員以外にも導入している事業所	パートタイム労働者	契約社員	出向社員	派遣社員	その他	複数回答有
全体			件	件	%	%	%	%	%	%
平成22年			1,141	681	50.5	50.5	19.7	15.7	12.6	
平成23年			1,242	762	50.9	48.9	17.9	15.3	9.9	
(労組あり)			449	294	37.3	59.9	25.3	16.1	8.2	

(7) 労働時間等の課題について労使が話合う機会の有無

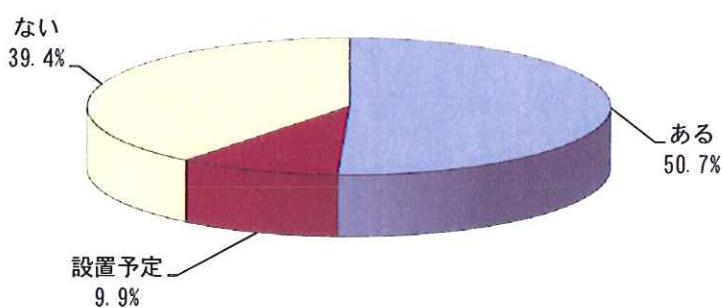
労働時間等をめぐる様々な問題について、労使間が話合う機会が「ある」とした事業所は50.7%で、「ない」39.4%、「設置予定」9.9%となっている。「ある」とした事業所についてみると、企業規模別では、「1000人以上」が81.7%と最も高く、「500人～999人」が68.4%と続いている。

産業分類別では、「金融・保険業」が81.8%と最も高く、次いで「複合サービス事業」78.6%、「運輸業、郵便業」62.1%となっている。

表2-9 労使が話合う機会の有無

区分		集計事業所数	ある	設置予定	ない
企業規模	全体	件	%	%	%
	平成22年	2,079	50.9	9.4	39.6
	平成23年	2,134	50.7	9.9	39.4
	(労組あり)	713	83.9	2.2	13.9
30人～99人	903	34.1	14.1	51.8	
100人～499人	646	49.1	10.7	40.2	
500人～999人	158	68.4	4.4	27.2	
1000人以上	427	81.7	2.1	16.2	
建設業	100	51.0	9.0	40.0	
製造業	364	53.3	9.9	36.8	
情報通信業	82	58.5	11.0	30.5	
運輸業、郵便業	174	62.1	9.2	28.7	
卸売・小売業	439	55.4	8.7	36.0	
金融業・保険業	55	81.8	1.8	16.4	
不動産業、物品販賣業	35	51.4	-	48.6	
学術研究、専門・技術サービス業	68	54.4	11.8	33.8	
宿泊業、飲食サービス業	109	45.0	10.1	45.0	
生活関連サービス業、娯楽業	66	31.8	16.7	51.5	
教育、学習支援業	98	41.8	7.1	51.0	
医療、福祉	349	41.0	11.2	47.9	
複合サービス事業	14	78.6	-	21.4	
サービス業	181	40.3	14.9	44.8	

図2-6 労使が話合う機会の有無



(8) 短時間正社員制度

短時間勤務を選択できる制度が「ある」とした事業所は61.5%で、「ない」33.1%、「導入予定」5.4%となっている。「ある」とした事業所についてみると、企業規模別では、「1000人以上」が87.1%と最も高く、次いで「500人～999人」86.1%、「100人～499人」68.0%、「30人～99人」40.4%の順となっており、企業規模が大きくなるほど高くなっている。また、制度適用では「育児」がいずれの企業規模においても90%を超えており、「介護」も全体で80%を超えていている。

産業分類別でみると、「金融・保険業」が90.9%と最も高く、次いで「情報通信業」80.5%、「学術研究・専門・技術サービス業」79.4%となっている。また、制度が「ない」とした事業所をみると、産業分類別では、「宿泊業・飲食サービス業」が44.0%と最も高く、「複合サービス事業」42.9%、「生活関連サービス業・娯楽業」42.4%と続いている。

(注)短時間正社員制度とは、フルタイム正社員より1週間の所定労働時間が短い正社員をいい、フルタイム正社員が短時間・短日勤務を一定期間行う場合や、正社員の所定労働時間を恒常的に短くする場合があります。

表2-10 短時間正社員制度

「ある」の適用対象については、複数回答有

区 分	集計 事業所数	ある	「ある」の適用対象については、複数回答有						導入 予定	ない	
			育児	介護	自己 啓発	地域 活動	退職 準備	その他			
全 年	体 年	件	%	%	%	%	%	%	%	%	
平 成 22 年	2,082	59.4	97.2	85.7	3.6	3.1	2.3	5.7	5.8	34.9	
平 成 23 年	2,134	61.5	97.5	85.3	2.4	1.9	1.3	4.9	5.4	33.1	
(労 組 あ り)	713	78.3	97.3	86.2	1.1	2.0	0.7	6.5	2.8	18.9	
企 業 規 模	30 人 ~ 99 人	903	40.4	95.9	80.5	4.9	3.8	2.5	5.2	9.0	50.6
	100 人 ~ 499 人	646	68.0	97.7	87.0	1.1	0.2	1.1	3.4	4.2	27.9
	500 人 ~ 999 人	158	86.1	100.0	89.0	0.7	1.5	-	0.7	1.3	12.7
	1000 人 以 上	427	87.1	97.8	86.6	2.2	2.2	0.8	7.8	1.4	11.5
産 業 分 類	建 設 業	100	58.0	98.3	86.2	5.2	1.7	-	1.7	1.0	41.0
	製 造 業	364	54.1	97.0	83.8	2.0	2.5	2.5	3.0	7.1	38.7
	情 報 通 信 業	82	80.5	98.5	92.4	-	1.5	-	7.6	4.9	14.6
	運 輸 業 、 郵 便 業	174	57.5	91.0	81.0	2.0	2.0	2.0	11.0	4.0	38.5
	卸 売 、 小 売 業	439	64.0	97.9	89.0	0.7	0.4	1.4	3.6	5.5	30.5
	金 融 業 、 保 険 業	55	90.9	98.0	88.0	2.0	4.0	-	14.0	-	9.1
	不 動 産 業 、 物 品 貨 貸 業	35	62.9	100.0	90.9	-	4.5	-	-	-	37.1
	学術研究・専門・技術サービス業	68	79.4	98.1	87.0	5.6	1.9	1.9	3.7	1.5	19.1
	宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	109	49.5	98.1	87.0	1.9	3.7	3.7	5.6	6.4	44.0
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	66	53.0	97.1	94.3	-	-	-	5.7	4.5	42.4
	教 育 、 学 習 支 援 業	98	78.6	98.7	88.3	-	-	-	5.2	-	21.4
	医 療 、 福 祉	349	62.5	98.2	77.5	6.9	1.8	0.9	4.6	7.2	30.4
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	14	57.1	87.5	75.0	12.5	12.5	-	12.5	-	42.9
	サ ー ビ ス 業	181	50.8	100.0	84.8	-	4.3	1.1	2.2	9.9	39.2

図2-7 短時間正社員制度の導入状況

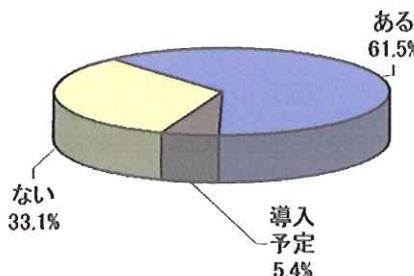
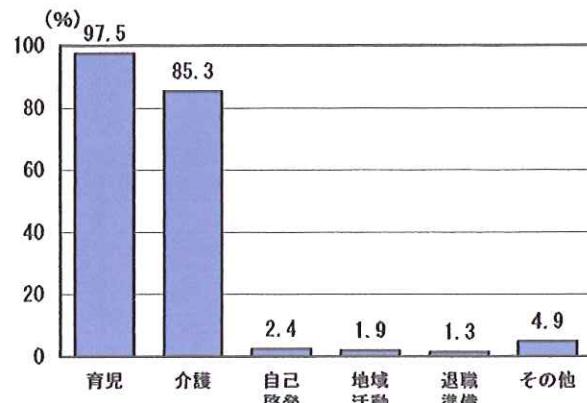


図2-8 短時間正社員制度の適用対象
(短時間正社員制度があるとした事業所について)



3 休日休暇制度

(1) 週休制

「正社員」では、「週休2日制」に「週休2日制を超える週休体制」を加えた「週休2日制」以上が89.0%と最も高く、次いで「週休1日制」3.4%、「週休1日半制」3.0%の順となっている。これを企業規模別にみると、「週休2日制」以上が、「100人～499人」では90.2%、「1000人以上」89.9%、「30人～99人」「500人～999人」88.0%の順となっており、企業規模によらず大きな差はない。また、産業分類別にみると、「週休2日制」以上が、「情報通信業」「金融・保険業」「学術研究、専門・技術サービス業」で100%となっている。一方、「宿泊業、飲食サービス業」が75.9%と最も低く、次いで「運輸業、郵便業」79.2%の順になっている。

「パートタイム労働者」の企業規模別をみると「1000人以上」で「週休2日制」以上が79.5%と最も高いが、「100人～499人」の79.4%がこれに続いている。これを産業分類別にみると、「週休2日制」以上では、「製造業」「情報通信業」「金融業・保険業」「学術研究、専門・技術サービス業」が90%を超えており、一方最下位は「宿泊業、飲食サービス業」の54.5%となっている。

表3-1 週休制の形態

(正社員)

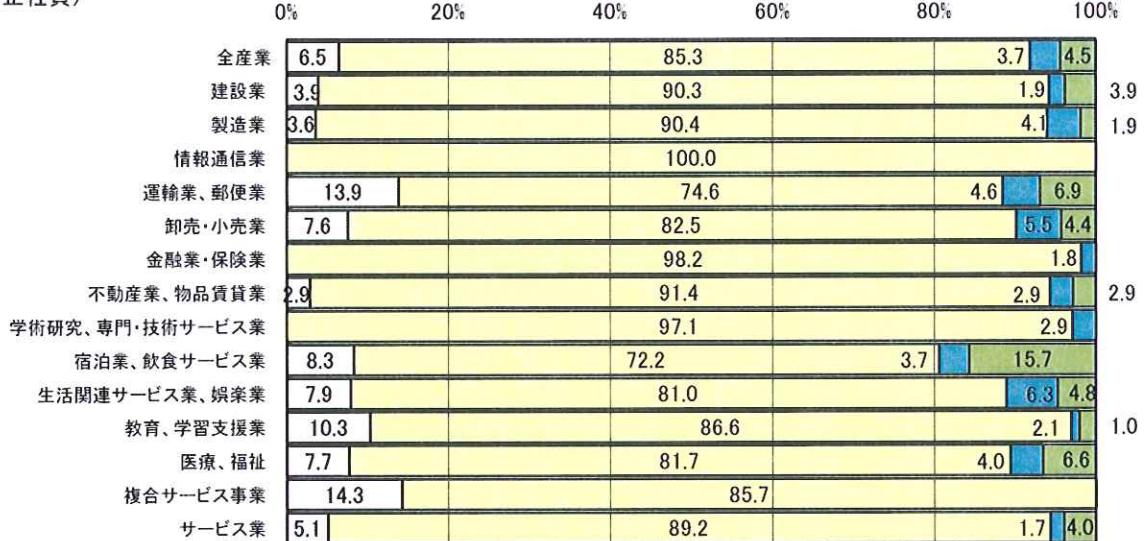
区 分	週休1日制	週休1日半制	週休2日制							週休2日制を超える週休体制	週休制を実施していない
				完全	月3回	隔週	月2回	月1回	その他		
全 成 年 体 %	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平 成 年 体 %	4.5	2.6	85.7	57.2	7.3	6.2	4.9	1.7	8.3	3.2	4.1
(労 組 あ り)	2.9	2.2	85.3	57.0	6.5	6.2	5.6	1.5	8.6	3.7	4.5
企 30 人 ~ 99 人 %	4.5	4.0	86.0	46.9	8.5	10.0	9.4	2.1	9.2	2.0	3.5
業 100 人 ~ 499 人 %	3.3	3.0	86.2	59.4	6.8	4.8	4.0	1.4	9.6	4.0	3.6
規 500 人 ~ 999 人 %	3.8	2.5	85.5	67.3	6.3	3.1	1.3	0.6	6.9	2.5	5.7
模 1000 人 以 上 %	1.4	1.2	82.6	70.9	1.6	1.6	1.4	0.5	6.6	7.3	7.5
建 設 業 %	1.9	1.9	90.3	58.3	6.8	11.7	6.8	1.9	4.9	1.9	3.9
製 造 業 %	2.2	1.4	90.4	55.9	8.5	5.8	8.3	1.7	10.2	4.1	1.9
情 報 通 信 業 %	-	-	100.0	91.5	3.7	1.2	2.4	-	1.2	-	-
運 輸 業 、 郵 便 業 %	8.7	5.2	74.6	35.3	10.4	9.8	9.8	1.7	7.5	4.6	6.9
卸 売 、 小 売 業 %	5.3	2.3	82.5	53.1	8.7	4.8	5.3	0.7	9.9	5.5	4.4
金 融 業 、 保 険 業 %	-	-	98.2	98.2	-	-	-	-	-	1.8	-
不 動 産 業 、 物 品 貸 貸 業 %	2.9	-	91.4	71.4	8.6	5.7	-	-	5.7	2.9	2.9
學 術 研 究 、 専 門 、 技 術 サ ー ビ ス 業 %	-	-	97.1	89.7	1.5	-	-	-	5.9	2.9	-
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 %	6.5	1.9	72.2	41.7	0.9	4.6	2.8	5.6	16.7	3.7	15.7
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 樂 業 %	4.8	3.2	81.0	50.8	-	6.3	12.7	4.8	6.3	6.3	4.8
教 育 、 学 習 支 援 業 %	3.1	7.2	86.6	53.6	2.1	11.3	5.2	4.1	10.3	1.0	2.1
医 療 、 福 祉 %	0.9	6.9	81.7	51.4	5.7	8.3	4.6	0.6	11.1	4.0	6.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業 %	14.3	-	85.7	85.7	-	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業 %	3.4	1.7	89.2	67.6	7.4	5.1	4.0	1.1	4.0	1.7	4.0

(パートタイム労働者)

区 分	週休1日制	週休1日半制	週休2日制							週休2日制を超える週休体制	週休制を実施していない
				完全	月3回	隔週	月2回	月1回	その他		
全 成 年 体 %	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平 成 年 体 %	5.1	1.5	67.0	51.9	3.3	3.0	2.3	1.0	5.5	12.5	13.9
(労 組 あ り)	6.0	2.2	65.4	55.6	1.0	2.6	1.2	0.8	4.2	17.0	9.4
企 30 人 ~ 99 人 %	5.3	2.4	66.4	47.7	3.3	5.3	4.7	0.6	4.7	12.9	13.0
業 100 人 ~ 499 人 %	4.4	1.8	60.0	48.9	1.8	2.4	1.8	0.6	4.4	19.4	14.3
規 500 人 ~ 999 人 %	7.8	1.0	60.8	48.0	3.9	2.0	2.0	-	4.9	18.6	11.8
模 1000 人 以 上 %	3.6	0.7	63.6	56.6	1.7	0.3	0.7	-	4.3	15.9	16.2
建 設 業 %	2.4	2.4	61.9	50.0	4.8	-	4.8	-	2.4	16.7	16.7
製 造 業 %	1.1	0.7	84.7	57.8	6.7	5.6	7.1	-	7.5	9.3	4.1
情 報 通 信 業 %	-	-	73.3	70.0	3.3	-	-	-	-	20.0	6.7
運 輸 業 、 郵 便 業 %	11.6	0.9	66.1	50.0	6.3	5.4	3.6	-	0.9	11.6	9.8
卸 売 、 小 売 業 %	6.6	0.6	69.0	57.2	1.5	1.5	2.4	-	6.3	13.6	10.2
金 融 業 、 保 険 業 %	-	-	70.6	70.6	-	-	-	-	-	26.5	2.9
不 動 産 業 、 物 品 貸 貸 業 %	-	5.0	45.0	45.0	-	-	-	-	-	35.0	15.0
學 術 研 究 、 専 門 、 技 術 サ ー ビ ス 業 %	-	-	71.4	71.4	-	-	-	-	-	21.4	7.1
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 %	11.1	-	34.3	25.3	-	2.0	1.0	-	6.1	20.2	34.3
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 樂 業 %	2.0	-	60.0	48.0	-	2.0	4.0	2.0	4.0	8.0	30.0
教 育 、 学 習 支 援 業 %	2.5	6.3	48.1	32.9	-	6.3	2.5	5.1	1.3	21.5	21.5
医 療 、 福 祉 %	3.5	4.1	51.5	40.0	0.9	4.4	1.5	-	4.7	20.3	20.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業 %	14.3	-	71.4	71.4	-	-	-	-	-	14.3	-
サ ー ビ ス 業 %	7.9	1.6	64.3	53.2	3.2	1.6	1.6	1.6	3.2	15.9	10.3

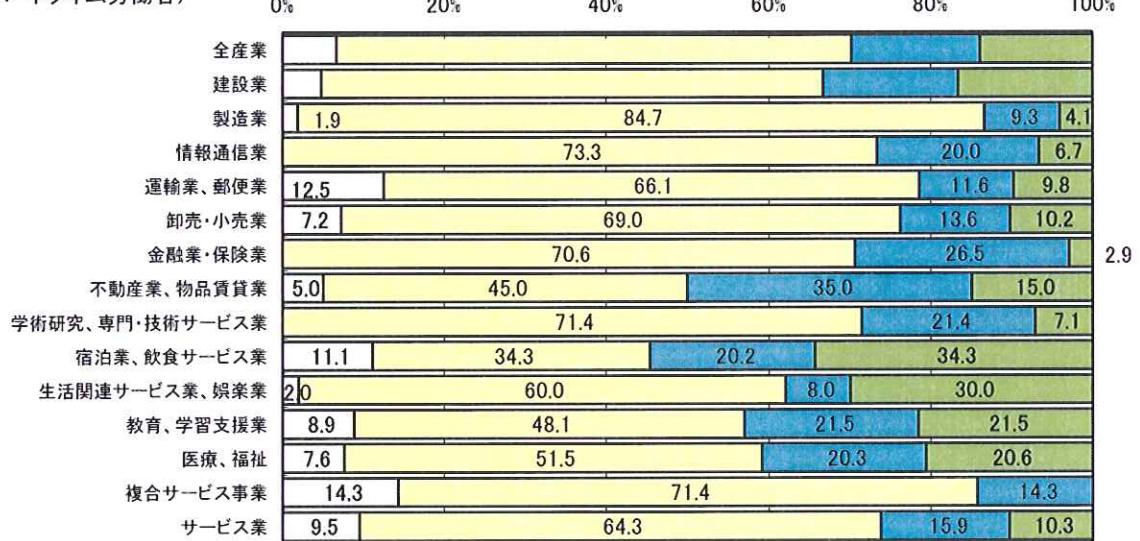
図3－1 産業分類別週休制の形態

(正社員)



□ 週休1日制度・1日半制 □ 週休2日制 □ 週休2日制を超える週休体制 □ 週休制を実施していない

(パートタイム労働者)



□ 週休1日制度・1日半制 □ 週休2日制 □ 週休2日制を超える週休体制 □ 週休制を実施していない

(2) 年間休日日数

年間休日日数をみると、「正社員」では113.4日となっており、企業規模別では「1000人以上」が121.0日と最も多く、企業規模が大きくなるほど休日日数が多くなっている。

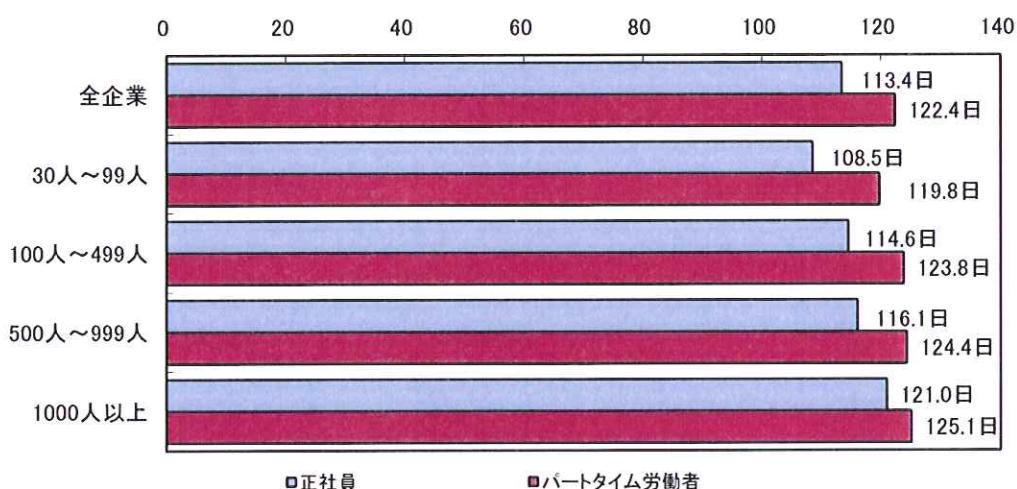
産業分類別では、「学術研究・専門・技術サービス業」が126.9日と最も多く、次いで「金融・保険業」123.9日、「複合サービス事業」121.6日の順となっている。

また、「パートタイム労働者」では、122.4日となっており、産業分類別では「教育・学習支援業」152.1日、「不動産業・物品賃貸業」143.4日、「金融業・保険業」139.0日の順となっている。

表3-2 年間休日日数

区 分	集計事業所数	休日日数		
		正社員	パートタイム労働者	日
全 平 成 年 体	2,048	110.8	133.0	日
平 成 年 体	2,107	113.4	122.4	
(労 組 あ り)	709	117.0	119.6	
企 30 人 ～ 99 人	887	108.5	119.8	
業 100 人 ～ 499 人	640	114.6	123.8	
規 500 人 ～ 999 人	157	116.1	124.4	
模 1000 人 以 上	423	121.0	125.1	
建 設 業	99	112.9	92.6	
製 造 業	361	113.5	108.6	
情 報 通 信 業	82	121.4	126.8	
運 輸 業 、 郵 便 業	172	105.7	112.8	
卸 売 、 小 売 業	432	117.1	115.4	
金 融 業 、 保 健 業	53	123.9	139.0	
不 動 产 業 、 物 品 貸 貸 業	35	114.7	143.4	
学術研究・専門・技術サービス業	68	126.9	119.4	
宿泊業・飲食サービス業	108	101.4	136.2	
生活関連サービス業・娯楽業	65	100.2	125.8	
教 育 、 学 習 支 援 業	98	114.5	152.1	
医 療 、 福 祉 業	347	112.5	136.1	
複 合 サ ー ビ ス 事 業	14	121.6	136.9	
サ ー ビ ス 業	173	112.8	117.4	

図3-2 企業規模別・就業形態別の年間休日日数



(3) 年次有給休暇

「正社員」の平均付与日数は17.04日で、企業規模別では「1000人以上」が18.10日で最も多く、次に「100人～499人」の16.61日となっている。また、産業分類別にみると、「情報通信業」が18.52日と最も多く、次いで「建設業」18.35日、「金融業・保険業」18.33日となっている。

「パートタイム労働者」の平均付与日数は10.19日であり、企業規模別では「1,000人以上」が11.95日で最も多く、次いで「30人～99人」10.53日となっている。また、産業分類別でみると、「金融業・保険業」が14.03日で最も多く、次いで「卸売・小売業」12.57日、「学術研究・専門・技術サービス業」12.23日となっている。

「正社員」の平均取得日数は8.20日となっており、企業規模別では「1,000人以上」が8.93日で最も多い。また、産業分類別でみると、「複合サービス事業」が11.67日で最も多く、次いで「運輸業・郵便業」11.01日、「製造業」9.47日の順となっている。

「パートタイム労働者」の平均取得日数は6.03日となっており、産業分類別でみると、「金融業・保険業」の11.04日が最も多い。取得率では「正社員」48.1%、「パートタイム労働者」が59.2%となっている。

表3-3 年次有給休暇付与・取得日数

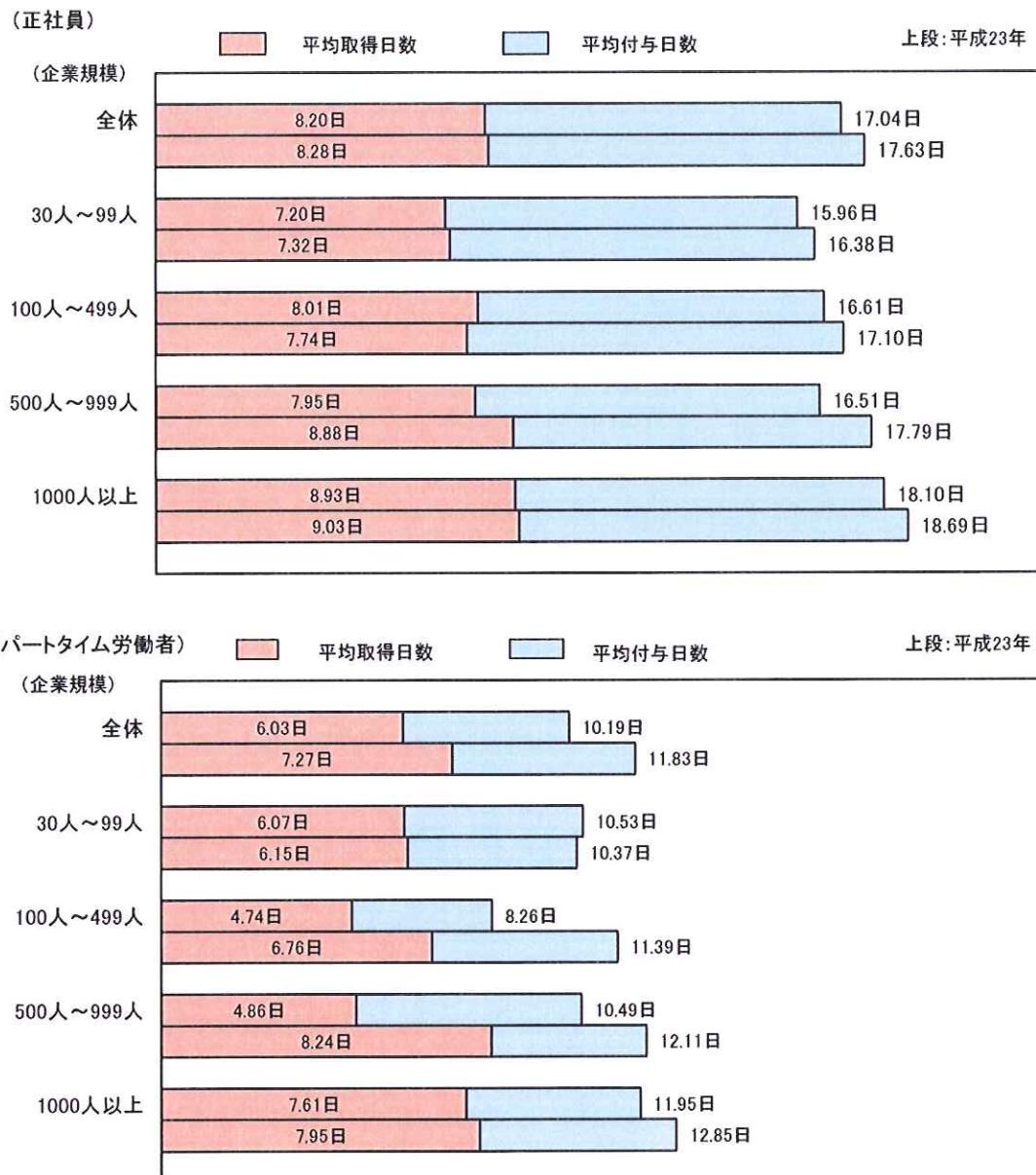
(正社員)

区分		集計事業所数	付与した労働者数	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	
全	体	件	人	日	日	%	
平 成	22	年	1,850	113,446	17.63	8.28	47.0
平 成	23	年	2,134	126,514	17.04	8.20	48.1
(労 組 あ り))	713	66,249	17.99	8.98	49.9	
企 業 規 模	30 人 ~ 99 人	人	903	23,800	15.96	7.20	45.1
	100 人 ~ 499 人	人	646	39,630	16.61	8.01	48.2
	500 人 ~ 999 人	人	158	14,675	16.51	7.95	48.1
	1000 人 以 上	人	427	47,899	18.10	8.93	49.3
産 業 分 類	建 設 業	業	100	6,383	18.35	7.40	40.3
	製 造 業	業	364	28,220	18.03	9.47	52.5
	情 報 通 信 業	業	82	8,276	18.52	8.77	47.4
	運 輸 業 、 郵 便 業	業	174	8,680	17.09	11.01	64.4
	卸 売 、 小 売 業	業	439	18,568	17.32	6.82	39.3
	金 融 業 、 保 喫 業	業	55	5,176	18.33	6.73	36.7
	不 動 产 業 、 物 品 貨 貸 業	業	35	1,324	17.67	8.45	47.8
	学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	業	68	6,390	16.01	8.37	52.3
	宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	業	109	1,582	14.57	5.03	34.5
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 樂 業	業	66	1,257	16.23	4.33	26.7
	教 育 、 学 習 支 援 業	業	98	6,574	18.23	5.57	30.5
	医 療 、 福 祉	社	349	25,934	15.07	8.21	54.4
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	業	14	669	17.52	11.67	66.6
	サ ー ビ ス 業	業	181	6,971	16.01	7.68	47.9

(パートタイム労働者)

区分		集計事業所数	付与した労働者数	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	
全	体	件	人	日	日	%	
平 成	22	年	907	23,282	11.83	7.27	61.5
平 成	23	年	2,134	32,700	10.19	6.03	59.2
(労 組 あ り))	713	14,556	12.08	7.99	66.1	
企 業 規 模	30 人 ~ 99 人	人	903	5,301	10.53	6.07	57.6
	100 人 ~ 499 人	人	646	12,371	8.26	4.74	57.4
	500 人 ~ 999 人	人	158	2,680	10.49	4.86	46.3
	1000 人 以 上	人	427	11,977	11.95	7.61	63.6
産 業 分 類	建 設 業	業	100	119	11.11	5.67	51.1
	製 造 業	業	364	4,776	6.79	3.79	55.8
	情 報 通 信 業	業	82	380	12.04	9.93	82.5
	運 輸 業 、 郵 便 業	業	174	1,867	11.56	7.94	68.7
	卸 売 、 小 売 業	業	439	8,353	12.57	8.18	65.1
	金 融 業 、 保 喫 業	業	55	200	14.03	11.04	78.7
	不 動 产 業 、 物 品 貨 貸 業	業	35	640	10.53	7.15	67.9
	学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	業	68	359	12.23	4.97	40.6
	宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	業	109	2,200	9.87	3.44	34.9
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 樂 業	業	66	1,040	8.28	4.12	49.8
	教 育 、 学 習 支 援 業	業	98	2,404	9.83	4.91	50.0
	医 療 、 福 祉	社	349	7,239	8.94	5.23	58.4
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	業	14	128	11.63	9.51	81.8
	サ ー ビ ス 業	業	181	2,624	11.54	6.84	59.3

図3－3 企業規模別・就業形態別の年次有給休暇付与・取得日数



4 雇用の維持・安定

(1)震災による雇用の現状と今後の見通し

震災による労働者の増減をみると、企業全体では「増加した」が2.0%、「減少した」2.6%となっており、事業所では、「増加した」が1.1%、「減少した」1.4%となっている。

雇用方針では、雇用を増やしたいとする事業所は、「被災地から」0.8%、「被災地にかかわらず」9.7%となっており、「現在の雇用のままでよい」が54.2%、「今後の雇用は未定」32.8%、「雇用調整を行いたい」1.6%となっている。

産業分類別でみると、「雇用を増やしたい」事業所は、「医療・福祉」が19.5%（「被災地から」2.9%、「被災地にかかわらず」16.6%）と最も高く、次いで、「宿泊業・飲食サービス業」、「運輸業・郵便業」となっている。また、「不動産業・物品賃貸業」、「複合サービス業」では、「雇用を増やしたい」が皆無となっている。

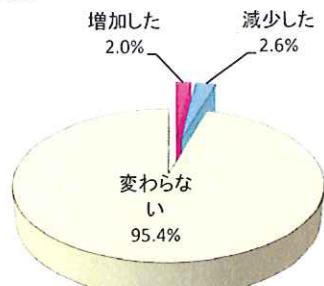
雇用調整の産業分類別では、「卸売業・小売業」が最も高く、次いで「製造業」、「医療・福祉」となっている。

雇用調整の内容では、「残業規制・削減」が平成21年度調査と同様に最も高く、次いで「配置転換・出向」となっており、「派遣契約の中解除・再契約停止」「一時休業・一時帰休」「新規学卒者・中途採用者の採用抑制」が平成21年度調査と比べ1/3以下に低くなっている。

震災の影響を受けて雇用調整の対応をした事業所は、極めてわずかであった。

図4-1 震災後の労働者数の増減

【企業全体】



【事業所】

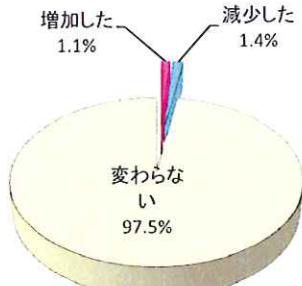
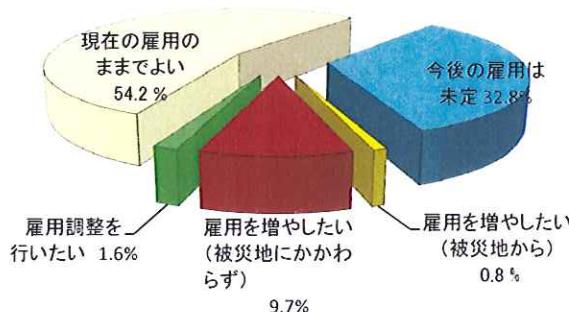


表4-1 今後の雇用方針

区分		集計事業所数	雇用を増やしたい (被災地から)	雇用を増やしたい (被災地にかかわらず)	雇用調整を行いたい	現在の雇用のままでよい	今後の雇用は未定
全平成23年	体	件	%	%	%	%	%
(労組あり)	年	2,134	0.8	9.7	1.6	54.2	32.8
企	30人	99人	903	0.8	8.7	2.1	52.8
業	100人	~499人	646	1.1	11.6	0.9	55.6
規	500人	~999人	158	0.6	8.9	3.2	51.9
模	1000人以上		427	0.7	8.9	0.9	55.7
建	設業	100	1.0	4.0	2.0	52.0	39.0
製	造業	364	0.3	6.3	1.6	52.5	38.5
情	報通信業	82	-	9.8	-	61.0	29.3
連	輸業、郵便業	174	-	15.5	3.4	44.3	35.1
卸	売業、小売業	439	0.2	8.0	1.1	60.6	28.9
金	融業、保険業	55	1.8	3.6	-	54.5	38.2
不	動産業、物品賃貸業	35	-	-	-	45.7	54.3
業	学術研究、専門・技術サービス業	68	1.5	4.4	-	54.4	36.8
分	宿泊業、飲食サービス業	109	0.9	14.7	2.8	57.8	23.9
類	生活関連サービス業、娯楽業	66	-	10.6	4.5	43.9	40.9
教	育、学習支援業	98	1.0	4.1	2.0	67.3	26.5
医	療、福祉	349	2.9	16.6	1.4	52.7	25.8
複	合サービス事業	14	-	-	-	35.7	64.3
サ	サービス業	181	0.6	10.5	1.1	49.7	37.0

図4-2 今後の雇用方針



4 雇用の維持・安定

(1)震災による雇用の現状と今後の見通し

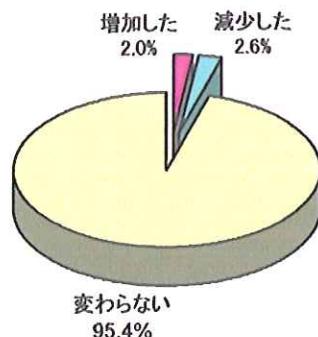
震災による労働者の増減をみると、企業全体では「増加した」が2.0%、「減少した」2.6%となっており、事業所では、「増加した」が1.1%、「減少した」1.4%となっている。

雇用方針では、雇用を増やしたいとする事業所は、10.5%（「被災地から」0.8%、「被災地にかかわらず」9.7%）となっており、「現在の雇用のままでよい」が54.2%、「今後の雇用は未定」32.8%、「雇用調整を行いたい」1.6%となっている。

産業分類別でみると、「雇用を増やしたい」事業所は、「医療・福祉」が19.5%（「被災地から」2.9%、「被災地にかかわらず」16.6%）と最も高く、次いで、「宿泊業・飲食サービス業」、「運輸業・郵便業」となっている。また、「不動産業・物品販賣業」、「複合サービス業」では、「雇用を増やしたい」が皆無となっている。

図4-1 震災後の労働者数の増減

【企業全体】



【事業所】

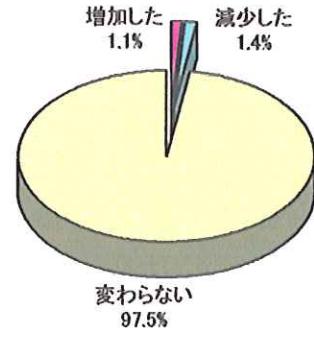
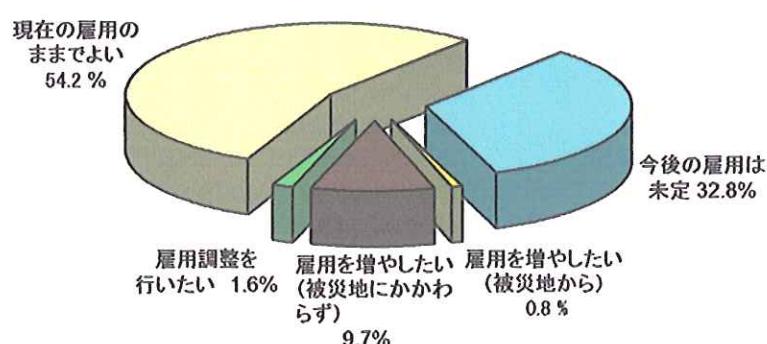


表4-1 今後の雇用方針

区分		集計事業所数	雇用を増やしたい (被災地から)	雇用を増やしたい (被災地にかかわらず)	雇用調整を行いたい	現在の雇用のままでよい	今後の雇用は未定
全平成(企業規模)	23年あり	件年713	2,134	0.8	9.7	1.6	54.2
30人	～99人	903	0.8	8.7	2.1	52.8	34.4
100人	～499人	646	1.1	11.6	0.9	55.6	30.5
500人	～999人	158	0.6	8.9	3.2	51.9	34.8
1000人以上	以	427	0.7	8.9	0.9	55.7	32.3
建	設業	100	1.0	4.0	2.0	52.0	39.0
製	造業	364	0.3	6.3	1.6	52.5	38.5
情	報信業	82	−	9.8	−	61.0	29.3
運	輸業、郵便業	174	−	15.5	3.4	44.3	35.1
卸	売業、小売業	439	0.2	8.0	1.1	60.6	28.9
金	融業、保険業	55	1.8	3.6	−	54.5	38.2
不	動産業、物品販賣業	35	−	−	−	45.7	54.3
学	術研究、専門・技術サービス業	68	1.5	4.4	−	54.4	36.8
宿	泊業、飲食サービス業	109	0.9	14.7	2.8	57.8	23.9
生	活関連サービス業、娯楽業	66	−	10.6	4.5	43.9	40.9
教	育、学習支援業	98	1.0	4.1	2.0	67.3	26.5
医	療、福祉	349	2.9	16.6	1.4	52.7	25.8
複	合サービス事業	14	−	−	−	35.7	64.3
サ	ービス業	181	0.6	10.5	1.1	49.7	37.0

図4-2 今後の雇用方針



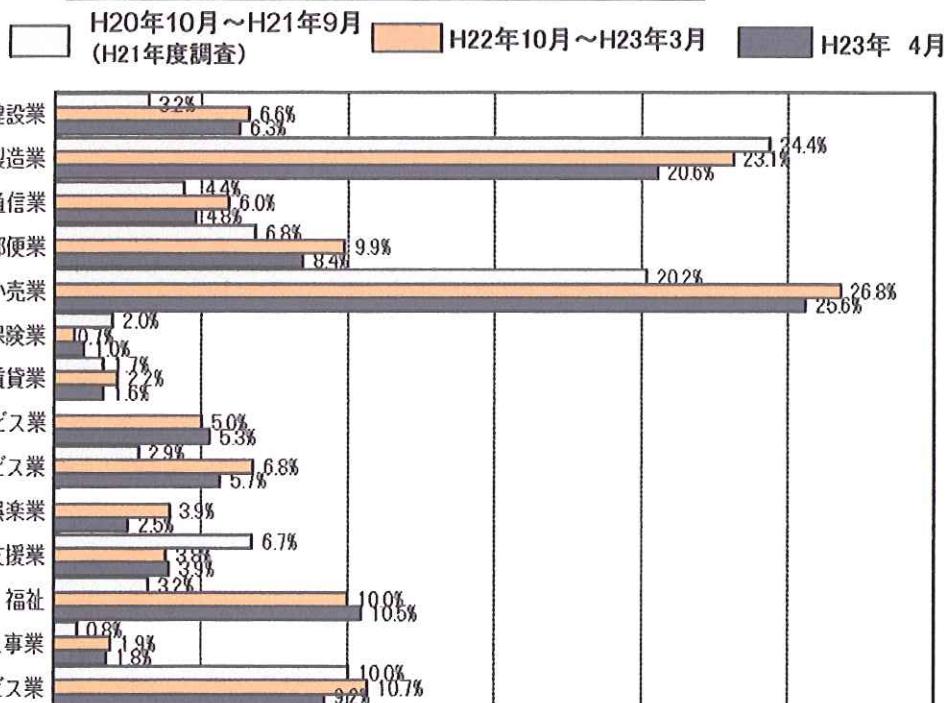
(2)雇用調整の実施状況

雇用調整の産業分類別では、「卸売業、小売業」が最も高く、次いで「製造業」、「医療、福祉」となっている。

雇用調整の内容では、「残業規制・削減」が平成21年度調査と同様に最も高く、次いで「配置転換・出向」となっており、「派遣契約の途中解除・再契約停止」「一時休業・一時帰休」「新規学卒者・中途採用者の採用抑制」が平成21年度調査と比べ1/3以下に低くなっている。

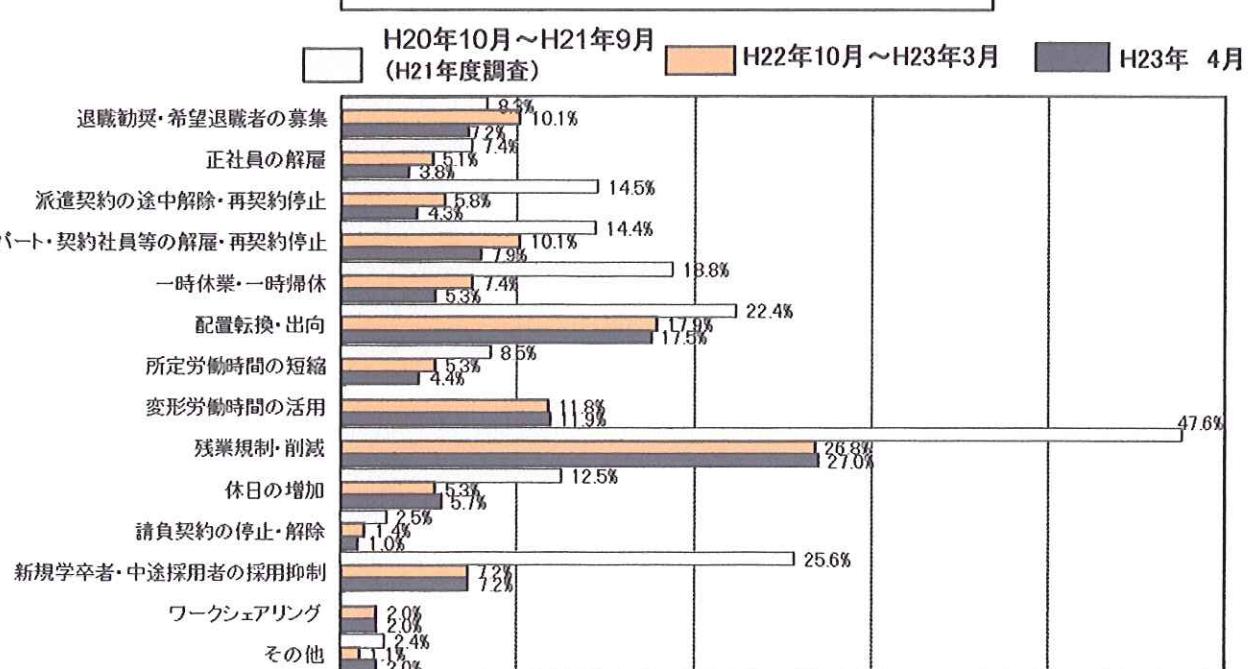
震災の影響を受けて雇用調整の対応をした事業所は、極めてわずかであった。

図4-3 産業分類別・期間別雇用調整実施状況



(注) 産業分類別では、H21年度調査（12分類）とH23年度調査（14分類）となっている。

図4-4 雇用調整の内容別実施状況
(内容別実施事業所割合:複数回答あり)



(注) H21年度調査とH23年度調査では、「調査項目」が異なっている。(変形労働時間の活用、ワークシェアリングを削除)

(3) 雇用調整助成金等の活用

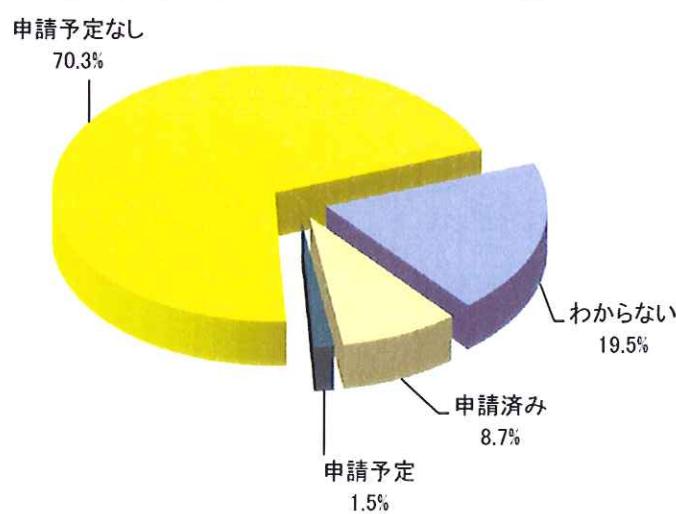
雇用調整助成金等を既に申請済みの事業所は8.7%で、産業分類別に見ると「製造業」の24.7%、次いで「情報通信業」の22.0%が顕著である。

しかしながら、「申請予定なし」の70.3%と「わからない」の19.5%を合わせると89.8%に上り、現時点での活用率は低い傾向にある。

表 4-2 雇用調整助成金等の活用

区分			集計事業所数	申請済み	申請予定	申請予定なし	わからない	
全平 (企 業規 模)	成 功組 あり	23 年	体 件 2,134 713	% 8.7 9.5	% 1.5 0.7	% 70.3 69.7	% 19.5 20.1	
30人 100人 500人 1000人	～ ～ ～ 人	99 499 999 以 上	人 人 人 上	903 646 158 427	11.3 9.1 7.0 3.0	1.8 2.3 - 0.2	65.9 72.6 75.9 74.2	21.0 15.9 17.1 22.5
産業分類	建 製 情 運 卸 金 不 学 宿 生 教 医 複 サ サ	設 造 報 通 輸 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	100 364 82 174 439 55 35 68 109 66 98 349 14 181	7.0 24.7 22.0 9.2 5.2 - 5.7 7.4 3.7 3.0 1.0 2.3 - 5.0	2.0 0.8 1.2 2.9 0.7 - 2.9 2.9 - 4.5 - 2.3 - 2.2	74.0 60.7 67.1 66.1 75.6 78.2 71.4 73.5 66.1 74.2 85.7 71.1 21.4 71.8	17.0 13.7 9.8 21.8 18.5 21.8 20.0 16.2 30.3 18.2 13.3 24.4 78.6 21.0

図4-5 雇用調整助成金等の活用





大阪府総合労働事務所 平成24年3月発行
〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館
TEL06(6946)2606(直通)
ホームページ: <http://www.pref.osaka.jp/sogorodo/chousa/index.html>